

* 0057240000 *

0057240-000

特227-855

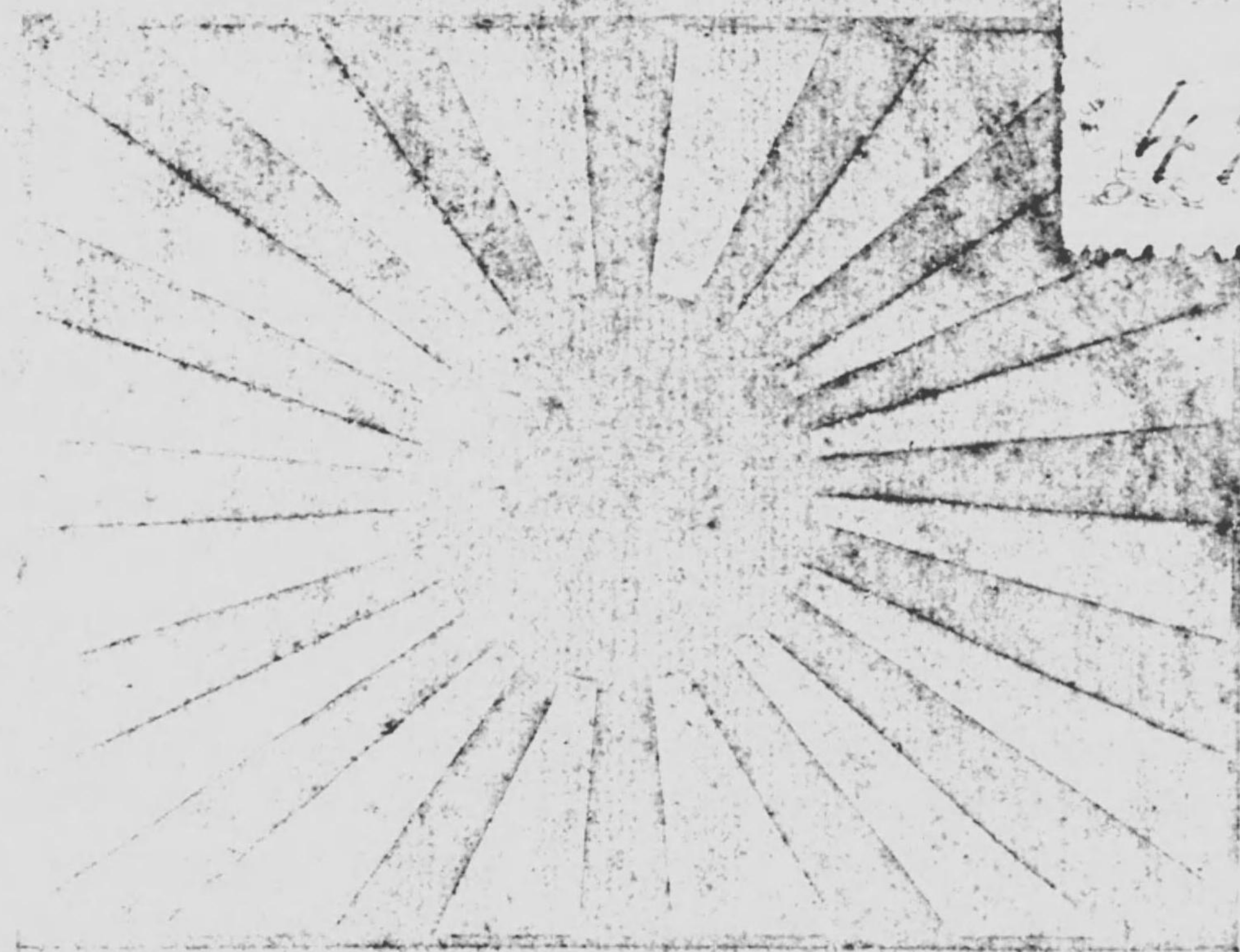
仙台・豊橋・熊本陸軍教導
入学案内

陸軍壮丁教育会・編

陸軍壮丁教育会


昭和11

AJF

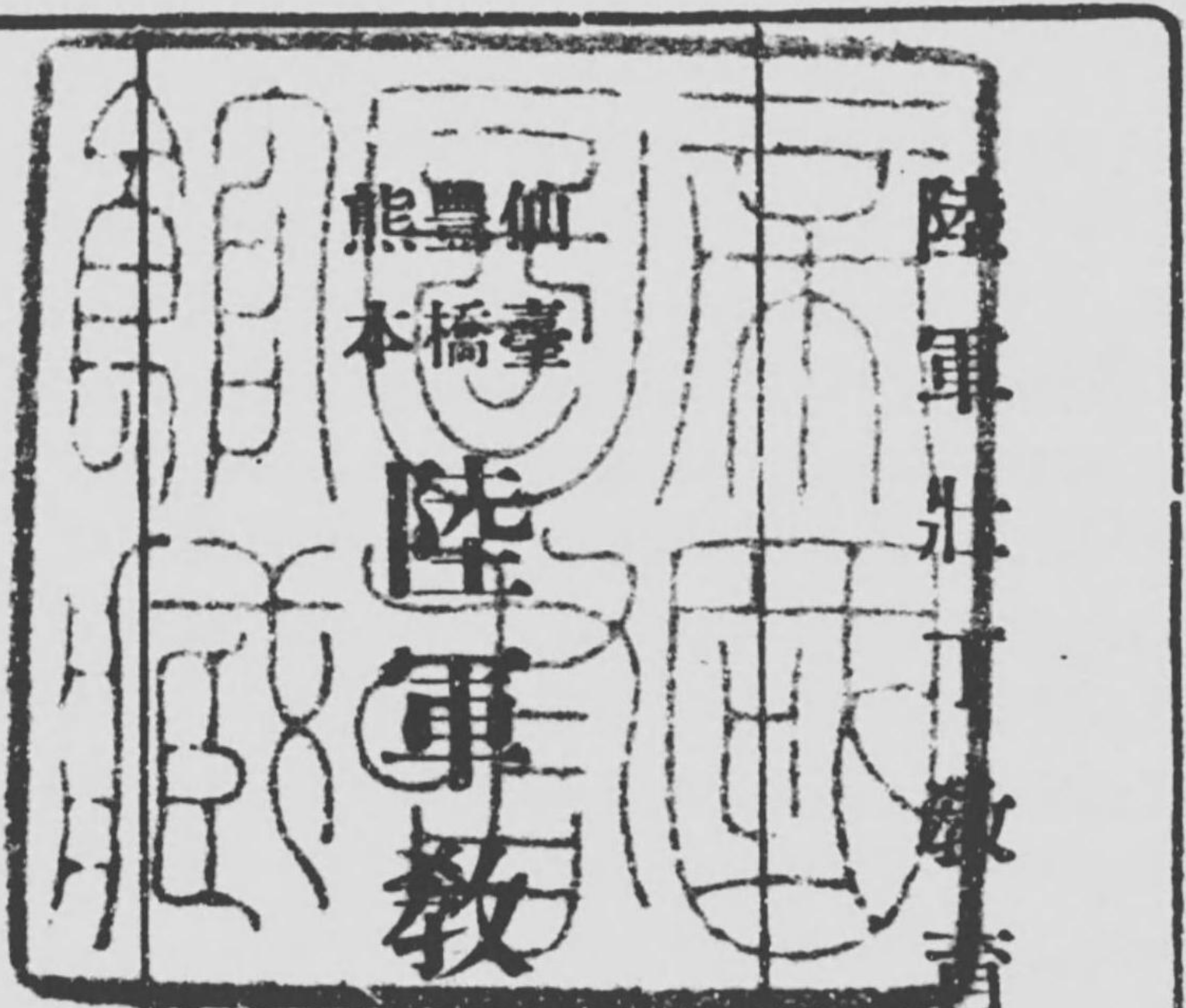


126
495





特227
855



陸軍壯丁教育會編

陸軍教導學校入學案内

東京陸軍壯丁教育會發行



陸軍教導學校案内

序

軍隊内に於て、最も重要な役割を占むるものは、何であるかと問ふものがあるならば、自分は直ちにそれは、下士官級であると答ふるのに躊躇しないのである。それは何故であるかといふに、その位置が將校と兵士との中間にあつて、恰かも關節の如き作用を營なむからである。

人體に於ける關節の働きを考へて見たならば、軍隊に於ける下士官の働きが能く理解されるであらう。要するに軍隊に於て、最も貴重し、その生命とする軍紀の緊密も、志氣の緊張も、果た又教育の振興も、上下意志疎通といふことが其根幹を爲すものであるが、其上下意志疎通といふことは下士官の努力如何によるといふも、決して過言でないことを信ずる。

譬て或人の言ふたことに、軍隊内に於ける下士官の地位は、奇の字の中央にある一の字に似たものがある。即ち上を立てる爲にも必要であると共に下に可なる爲にも亦た必要な位置にあたりといふのである。言稍々奇抜ではあるが、實に一部の眞理を含んでゐるやうにも思はれる。

故に我陸軍に於ては、此下士官の教育に就ては、特に重要とせられ、嘗ては教導團たる特別機關が存在したこともあり、又全然各隊に任かせて其教育をやつたこともあるが何れも一長一短を免かれないので、現在に於ては陸軍教導學校が設立せられ、往年の教導團に新しい時代の教育思潮が加味せられて、茲に始めて完全なる下士官教育制度が劃立せられたのである。

下士官は一部の指揮官であると共に、平素常に兵士と起居を共にし、其思想、感情は直ちに軍に影響すること最も夥しい。故に軍隊に入營して苟くも下士官たらんと希望するものは、何れも其任務の重要な所以を認識し、眞に身を以て其職に殉するが如き熱烈なる意氣と、氣概が無ければならぬ。

本書は下士官希望者の爲に、教導學校に關する詳細な説明を試みたものであつて、能く其要點を網羅して剩すところ無いやうである。無二の良参考書として推薦する次第である。

昭和十二年九月

陸軍大臣

宇山龍太郎

序

陸軍教導學校は、昭和二年六月三十日の勅令を以て發布され、翌年七月一日昭和聖代の劈頭に於て仙臺、豊橋、熊本の三校が同時に開校されたのである。茲に於て皇軍多年の要望たる兵士立身の門戸は遺憾なく開放せられ、優秀なる幹部養成の機關は完備せられたのである。

改めて云ふ迄もなく、近代の戦闘は複雑極まりなき科學の應用であつて、單に受動的動作のみによつて、よくなし得るものでない。随つてこれが指導に任ずる幹部の養成は、層一層の完全を痛感する。されば曩に陸軍補充令の改正となり、次いで陸軍教導學校の設立となつたのである。

併しながら陸軍教導學校は、開校日尙淺きが故に、未だ其使命と學生修學の狀態とを知るもの甚だ些く、爲にあたら有爲の青年にして未だ本校の入學手續を知らざるもの多く、我國防將來の爲、將た有爲なる青年の立身の爲、甚だ遺憾に堪えぬものがある。

予之を遺憾とする久し、即ち非才を顧みず、有爲なる青年の一大登龍門として、陸軍教導學校あるを知らしめ其の勇躍を誘導すると同時に、我光輝ある皇軍の將來に更に一層の光輝を添はしめんとし、茲に本書を公にす。幸に本書によつて陸軍教導學校の一斑を知り、優秀なる幹部候補者の出現を見れば本懐の至りである。

最後に、本書編述に當り陸軍當局より多大の援助と指導とを辱ふせることを茲に改めて感謝し、深甚の敬意を表するものである。

著者誌

目次

第一編 緒言	一
第一章 成功の要件	一
第二章 成功の三要素	四
第三章 成功法研究の必要	九
第二編 陸軍教導學校	二
第一章 陸軍の諸學校	二
第二章 陸軍教導學校設立の趣旨	三
第三章 陸軍下士官養成制度の沿革概要	五
第四章 陸軍教導學校の編成	二

第五章 學生の所屬部隊……………三五

第六章 陸軍教導學校の教育……………三六

第七章 期別及び試験……………三六

第一節 試験の成績と學力の將來

第二節 素養試験

第三節 前期試験

第四節 後期試験

第八章 學生の生活……………三九

第一節 修養

第二節 起居

第三節 野營

第九章 豊橋陸軍教導學校の所在及び歴史概要……………三九

第十章 豊橋陸軍教導學校内に於ける豊秋津神社及び其他の建物の由來……………四一

第一節 豊秋津神社

第二節 大講堂祭神

第三節 養正舎

第四節 記念塔

第五節 国旗掲揚

第六節 吹雪山

第十一章	豊橋陸軍教導學校の環境	三
第十二章	豊橋陸軍教導學校々歌	八五
第十三章	豊橋陸軍教導學校學生歌	九三
第十四章	陸軍教導學校令拔萃	九五
第三編	入學資格獲得の順序	一〇〇
第一章	徴兵及現役兵志願	一〇〇
第二章	現役兵志願	一〇一
第三章	志願手續	一〇五
第四編	下士官の待遇	一一三
第一章	進級及び俸給其他諸給與	一一三

第二章	恩給	一二二
第五編	結論	一三三
第六編	陸軍教導學校試験問題	一三四
第一章	仙臺陸軍教導學校最近の前期試験問題	一三四
第二章	豊橋陸軍教導學校最近の前期試験問題	一三五
第三章	熊本陸軍教導學校最近の前期試験問題	一四四

特科隊の内容の充實強化

昭和十一年六月一日軍令陸第四號を以つて左の各兵科獨立大隊を全部聯隊とさるゝ旨發表せられた。

騎砲兵大隊を 騎砲兵聯隊に 台灣山砲兵大隊を 台灣山砲兵聯隊に
重砲兵大隊を 重砲兵聯隊に 工兵大隊を 工兵聯隊に
高射砲大隊を 高射砲聯隊に 輕重兵大隊を 輕重兵聯隊に
氣球隊を 氣球兵聯隊に

尙氣球隊は航空兵科より砲兵科へ所屬變更せられた。

熊豊仙
本橋臺

陸軍教導學校入學案内

陸軍壯丁教育會編

第一編 緒言

第一章 成功の要件

何不自由のない富貴の家に生れて、小學校から中學校、高等學校、大學といふやうに順を追ふて正則に教育を受けるものは幸福である。

軍入に於てもその通りで、小學校から幼年學校、士官學校と順を追ふて正則に教育を受けるものは

幸福である。

併し斯様に幸福な人生を持つものは誠に少くなく、多くは中途で學業を廢し、生活の道を求めなければならぬものが甚だ多い。希望に輝き、勇氣満々たる、あたら青春有爲の身を、浮世の荒波に投じ揉みに揉まれて空しく埋れてしまふものも少くない。

少年時代には非常な天才と謳はれたものが如何に境遇のためとは言ひ、無爲に朽ら果てるといふことは、誠に遺憾な次第である。これはただに其人に取つて氣の毒なばかりではなく、國家の上から見ても、有爲の人物を空しく埋れさすといふことは、實に不經濟極まることである。

然らば大學まで、また士官學校卒業まで、正則に高等の教育を受けることの出来ないものは、立身出世の望みがなく、平々凡々たる人間となつて一生涯を終らねばならぬかといふと、決してそうではない。論より證據、試みに今日社會の各方面に頭角を現はして、一代の大人物と言はれてゐる人々の傳記を調べて見ると、順境な地位から起つた人は極めて少なく、却つてその前半生に於ては、慘憺た

る涙の歴史を有するものが多い。

富貴の家に生れたものは、どんな立派な人にもなれ、貧しい家に生れたものは、一生涯水香百姓、小商人で終らなければならぬといふ道理はない。又大學を卒業したものは必ず大學者になれ、小學、幼年學校、士官學校と正則に軍人教育を受けたものは必ず元帥、陸軍大將になり、小學教育だけで終つたものは一生涯無智文盲で終らなければならぬと限つたものではない。

要するに貧富は成功の條件ではない。要は決心と勤勉努力との問題である。その決心が牢固としてゐて、而かも勤勉努力、怠るところがなければ、必ず成功するものである。精神一到何事か成らんざらんやだ。

併しながら、世の中には自分の進むべき路を定むることの出来ないために、徒らに月日を費して其の中に老い朽ちて終るものは少なくない。これは世事に暗い青春時代にあり勝ちのことである。殊に氣の毒なのは地方に在る青年である。有爲な才能を有しながら、どう進めば自分の志すところの目的

が達せられるか、就いて問ふべき先輩もなく、いろいろと煩悶してゐる間に、三年、五年の日子を費し、折角心に懐いてゐた志も何時の間にか時機を失してしまつたりして仕舞ふやうなことになる。勤勉努力の足りないために一生涯を不遇の中に終つてしまふのは自業自得で止むを得ないが、自分の志を達する方法が判らないために、あたら有爲の人物となり得る萌芽を有する青年を、徒らに老い朽ちさせて終ふのは、人生の上もない悲劇と言はねばならない。

されば社會の事情に精通した先進者が、これ等社會の事情に暗い青年の指導者となり、正直に、かつ親切に、成功の方法を説き聞かせるといふことは極めて必要なことであると信する、著者が本書を公にするの微意は實にこゝに存するのである。

第二章 成功の三要素

成功法などといふ言葉が世間にある。この言葉を聞くと、成功には何か特別の秘訣でもあつて、そ

の方法さへ心得てゐれば、どんなに不勉強でも、怠惰でも、立身出世が出来るかのやうに考へてゐるものもあるか知れぬがそれは甚だしい間違ひである。成功といふことには別に秘訣のあるものではない。しかし誤解してはならぬ、成功に秘訣はないからと言つて、誰も彼もが、たゞ手を拱いて成功の來るのを待つてゐたからとて、成功は天から自然に降つて來るものでもなければ地から自ら湧き出てくるものでもない。成功するには矢張り必要な要件がある。要素がある。

この成功の要件は非常に多いが、こゝにはその要素とも言ふべき三箇條を擧げて、諸君の資料に供する。

第一。天稟の才能を要す。

第一に天稟の才能がなければならぬ。この天稟の才能といふものがなければ、如何に努力しても大成功は出來ぬものだ。古今東西を問はず英雄と謳はれ偉人と呼ばれるものは何れも、一方ならぬ努力をつゞけ、その一生涯を惡戰苦闘の中に送つたものであるが、天稟の才能があつたればこそ後の世

までも譲はれるやうな大事業をなし遂げたのである。才能のないものでは、どんなに努力奮闘をしても偉大なる事業は出来ない。

この天稟の才能といふものは皆人によつて異にし決して一樣でない、ある者は生れながらにして商人たるに適し、ある者は學者たるに適し、ある者は技術家たるに適する。その他千差萬別で、この才能に従つてその得意の方面に突進するでなくては大成は望まれない。

されば諸君が將來の方針を定めるには、自己の才能が何れの方面に秀でゝゐるか考へて見ねばならない。商人に適するものが軍人になつた處で所詮うまく成功するものでもなく、商人に適するものが農業をしたところで成功は覺束ない。勿論非常な大天才といふものは餘り世に多くあるものではないが、しかし人には必ず何等かの方面に多少の特色を有するものである。軍人に適するとか、農業に適するとか、美術家たるに適するとか、如何に無能な人間でも少しは長所のあるものである。この長所を自覺して、それをますます助長發達せしむることが大切である。

第二。勤勉努力。

第二に必要なことは勤勉努力である。天稟の才能とこの勤勉努力とは必ず相伴はなければならぬものである。何となれば天稟の才能なるものは必ず勤勉努力によつてのみ大成するものであるからである。如何に非凡な才能を有してゐても、自ら進んでこれを發揮することがないならば、玉磨かねば光りを發せぬと同様である。

天稟の才能を、成功の先天的要素とするならば、勤勉努力は後天的要素である。世には相當に優れた才能を有しながら、平々凡々に一生を終つてしまふものも少くないが、これは實に實の持腐れであつて甚だ不經濟なことである。この不經濟なる結果となるのは、要するに勤勉努力が足らぬのである。

されば何人も、將來の大成を期するならば先づ最初に堅く決心し、如何なる艱難にも屈せず、堅固なる意志を以て途中で挫折せぬやう、飽くまで努力を繼續することを忘れてはならない。

第三。健康。

第三は身體の健康なことである。身體が病弱で出来る仕事といふものは殆どない。殊にこれからの世の中は生存競争が益々激烈になつて来るから、社會に活動せんとするものは健全なる身體を有することが最も必要である。身體の病弱なものは精神上にも良くない影響を及ぼすもので、「健全なる精神は、健全なる身體に宿る」とは眞理である。

殊に軍人の如き身體的の活動を主とするものは身體が病弱では斷じて成功は出来ない。故に身體の健康といふことは、獨り軍人に限らず、如何なる職業に於ても、重大なる成功の要件といふことが出来る。

勤勉努力といふやうなことは、心がけ次第で誰にも出来ることであるが、天稟の才能とか、身體の健全とかいふやうなことは、殆んど各個人に定まつてゐるものであつて、自由に變更の出来ないものであるが、しかし自己の才能を知るとか、或は自己の注意によつて衛生上の法則を守り身體の健康を

保つといふやうなことは出来ぬものではない。故に苟も將來大成を期するものは平常から自己の健康に注意し、不攝生から病弱に陥るやうな不心得をしてはならない。

以上述べた他に成功の要件となるものは非常に多いが、この三箇條は殊に必要なことでこの三箇條を具備して居らぬものは絶対に成功が出来ない。されば將來軍人たらんと欲する諸君はこの箇條について大に自ら反省し且つ決心するが必要である。右の三要件さへ具備して居れば成功疑ひなきことを保證するのである。

第三章 成功法研究の必要

前述の如く成功には別に秘訣はない。従つて成功法の研究と言つても、怠惰で、勉強などせずとも立身出世するといふ捷徑を發見する方法ではない。前にも言ふた如く天稟の才能と、勤勉努力と、壯健な身體さへあれば成功は出来る。

今日は往昔と比較すると教育が非常に普及してゐる。高等教育を受けるものは、十年、二十年前の中等教育を受けたもの、數よりも増してゐる。況や中等教育に於ておやだ。今日ではどんな山間僻地へ行つても、中學校の卒業生などはザラにある。斯様に教育の普及した今日に於て、小學校を卒業したまゝとか、又は中學校を卒業しただけで、實社會に突き出されては所詮立身出世の見込は立たないやうに思はれる。實際に於て考へて見ても、軍人になるにしても皆それ／＼の學校を卒業して居らなければならぬ。未開の時代のやうに力量を以て群を抜くことは絶対に出来ないやうに感じられる。しかしそれは一面をのみ見て他の一面を知らぬ誤つた見解である。今日の世の中は表面から見ると、形式がよく整備してゐて、正則に教育を受けたものでなければ活動の餘地がないやうになつてゐる。つまり學校出身のものでなければ、如何なる方面に於ても地位は得られぬやうに見えるけれども、熟々考へて見ると全然そうとは限らない。幾多の特別な方法が設けられてあつて、その方面から進めば自由に入るべき餘地が澤山残されてゐる。特に軍隊に於てその感が深い。それは身體的の活動が主な

るためでもあらふが、陸軍でも、海軍でも軍隊には側面から進んで將來大成する途が多分に設けられてある。

私共がこゝに本書を公にした所以も、實にこの残されたる軍人立身の捷徑を普く青年諸子に知らしめ、一人でも多く優秀なる軍人を養成したい爲めであり、同時に未だその進むべき道を知らざる青少年諸君に、速かにその進路を示さうとするためである。

第二編 陸軍教導學校

第一章 陸軍の諸學校

前にも述べた如く、陸軍でも、海軍でも立身成功は必ずしも、小學校から幼年學校、士官學校とか小學校から中學校、海軍兵學校といふやうに進まねばならぬと限定されてゐるものではない。幾多の

特別な方法が設けられてあつて、その方面から進めば、正規の順序を経たと同様に昇進も出来るし、また自由に進展の餘地も澤山残されてあるのである。

先づ陸軍々人として將來立身成功をしようとするには左の五つの方法がある。但し憲兵科だけは別である。

第一、陸軍幼年學校に入學し、それを卒業してから陸軍士官學校豫科に入學、更らに本科に進み、それを卒業して士官となる方法。

第二、小學校卒業後自力で勉學して陸軍士官學校豫科の入學試験に應じ、これに合格の上豫科に入學次いで本科に進み、そこを卒業して士官となる方法。

第三、現役志願をして下士官となり、陸軍士官學校豫科に入學し、次いで本科に進み、卒業して士官となる方法。

第四、現役志願をして下士官となり、逐次累進して准士官となり少尉候補生となり、陸軍士官學校に

派遣されて特別の教育を受けた後士官となる方法。

第五、徴兵検査により軍隊に入隊した上で、逐次累進して、第三、第四と同様の順路を辿り士官となる方法。

以上各種の方法に就いては、多少その方法を異にするが、今こゝにこれを述べることは之を止め、現役志願及び徴兵検査による兵士が將來陸軍々人として立身成功する方法の第一として陸軍教導學校のあることを明らかにして置きたい。

陸軍教導學校は豊橋、仙臺、熊本の三ヶ所にある。

第二章 陸軍教導學校設立の趣旨

陸軍教導學校は、昭和二年六月三十日勅令第二百十二號を以て發令されたもので、翌七月一日幸多き昭和聖代の初頭に於て、仙臺、豊橋、熊本の三校が雄々しくも呱呱の聲を擧げたのである。

陸軍教導學校の使命は、現役歩兵科の下士官となるべき學生を教育するのであるが、去る昭和八年四月二十六日その一部を改正せられ、豊橋陸軍教導學校に限り歩、騎、砲兵の各科の下士官となるべき學生をも教育することとなり、同年八月一日から施行されることになったのである。

陸軍教導學校の設立は、實に國軍多年の要望であつて、我が陸軍が現下に於ける時世の進運、就中軍事の劃時代的變革に伴ひ、諸般の施設を改善するとともに、教育を刷新して將來戰のため、遺憾なきを期すべくその第一着手として、下級幹部養成制度改新のために設立されたのである。

されば陸軍教導學校の學生は、下士官候補者たる現役の歩兵科を初め、騎、砲兵科の兵であつて、一ケ年間に在營したものを以て、これに充てられるのである。

その修業期間は概ね一年で、毎年十二月及び六月（二期入學部隊の第二次入營兵）の二回に入校するのである。

第三章 陸軍下士官養成制度の沿革概要

我が國軍に於ける下士官養成の制度は、陸軍教導團の設立を以て嚆矢とする。

徳川幕府の末期、傳習方と稱して、全國の諸藩から選抜した壯丁を以て成る教導隊といふものが京都にあつた。この教導隊を明治五年教導團と名稱を改め、諸兵科下士官の養成機關として國府臺（千葉縣東葛飾郡市川町字國府臺）に移され、爾來、將校の養成機關である兵學寮と相俟つて、陸軍幹部養成の重要な機關であつた。

この當時に於ける教導團本來の使命といふものは下士官の養成にあつたのであるけれども、その成績優秀なるものに對しては士官學校に入ることの出来る道が開かれてあつたので、有爲の人材は雲霞の如くに集つた。幾多の勇將異才を出し、或は臺閣に列せられるものも出るし、或は國軍の最首脳部に位置するものも出るし、中には内閣總理大臣たりし人もあり、元帥たる人もあつて勇將英才枚舉に

追なき有様であつた。實にその當時に於ける教導團出身者の意氣は潑刺軒昂將に昇天の慨があつたものである。

斯様に勇將英才が雲霞の如く出た教導團も時世の變遷には抗じ難く、何時とはなしにこの英才の教導團に入るものが年を逐ふて少くなくなり、それと時を同ふして明治二十九年には陸軍補充令が改正せられ、下士官は教導團出身の外、一般徴兵中で再服役を志願し、これを許されたものを以て補充するの制が採用されたので、爾後下士官養成のためには、全軍統一教育制度（教導團）と各部隊教育制（再服役志願）との兩班が併用せらるゝに至つた。

そこでこの兩制度出身の下士官を見るに、徴兵出身の下士官はその學術に於ては教導團出身の下士官に及ばなかつたものが多かつたけれども、精勵よくその職に當り成績は必ずしも不良といふことは出来なかつた。

こゝに於て教導團存立の積極的意義が漸く減少して來た一方、教導團入學志願者はますます其の數を減じ、而かもその素質はこれ亦漸次減下して來た。こゝに於て遂に明治三十二年十一月三十日を限りこれを廢止せらるゝに至つたのである。

教導團による下士官養成を廢止したので、その年から長期下士官の補充、短期下士官の補充制度が起された。即ち下士官候補生（一般下士官志願者中、召募試験に合格したもの及び一般兵士中再服役を志願した者）の教育によつて長期下士官を補充し、また一方上等兵教育によつて短期下士官を補充することにしたのである。この制度に伴つて陸軍各兵科下士官上等兵教育令は當然制定せられ、軍隊に於ける下士官養成教育の準據は與へられたのである。

この陸軍各兵科下士官上等兵教育令の規定は、部隊毎集合の特別教育であつて、隊長がこの責に任じ、その下に部下の將校若干名を配して教育委員を編成し、教育に任じたのである。

ところでこの教育制度の變革は、下士官教育の本旨に於て教導團のそれとはやゝその趣を異にした。即ち下士官教育の本旨は、下士官をして兵と起居を共にせしめ、率先躬行して以てその當面の職

責を盡すにありとした。こゝに於て彼の教導團當時の如く、進んで將校たるべき立身榮達の機會と氣風とが當然減殺されるに至つた。

これが爲めに、一面に於ては下士官の能力が低下し、一面に於ては氣宇が小さくなり、氣品を墜すの趨向をさへ生ずるやうになつて來た。

その後更に實務教育を、より一層重視せねばならぬ機運が起つて來た。けれども從來の特別教育は理論にのみ偏し、實行に迂遠だつたので、遂に明治三十六年、この陸軍各兵科下士官上等兵教育令は廢止せられ、新たに陸軍各兵科下士官教育令が制定されたのである。

この陸軍各兵科下士官教育令による、下士官候補者教育は主として一般兵の教育と共に實施し分離した特別教育は行はぬことになつた。従つてこれが教育の責任はすべて中隊長に歸したのである。

その後、まもなく日露戰役は開始された。この日露戰役に於ける經驗は、特別の下士官養成機關を必要とするものが少くなかつたのであるけれども改正後未だ幾干も經てゐないので、未だこれが實現

を見るには至らなかつたのである。

その後、大正二年に軍隊教育令が發布せられたけれども、尙依然として中隊養成教育を原則とせられてあつた。たゞ中隊に於て實施することの困難な課目があるから、この課目に限つて、聯隊とかまたは大隊で集合教育を行ふことにした。

更にその後、大正六年に軍隊教育令の改正があつた。この改正によつて聯隊または大隊に於ける集合特別教育の範圍が擴大されたのであるが、しかしその主義とするところは矢張り舊令即ち大正二年の軍隊教育令と異なるところはなかつた。

斯様に、下士官養成に關する教育の方法は幾度か改正されたけれども、尙その教育は不徹底たるを免れることは出来なかつた。されば何等かの方法によつて局面を打開し、徹底せる下士官養成の方法を講じなければならぬ必要に迫られて居た。

そこで大正九年に軍隊教育令の改正がまた行はれた。この改正によつて下士官養成教育の教育主義

は中隊養成教育の主義を改正して、聯隊集合特別教育を本旨とする事になつた。

教育の原則は聯隊集合特別教育になつたけれども、内務とかその他諸勤務に關する實地に付いては聯隊集合教育では其の目的を達することが出来ないのので、内務及び諸勤務に關する實地の教育に限り所屬中隊長の擔任たらしむるの制度を採用したのである。

然るに浸々乎として一刻も停止することなき近年の戦法、科學新兵器、國軍の編制、裝備等々、平時たると戦時たるを論ぜず下士官の負擔すべき任務の重大は日を逐ふて益々加重して來た。しかのみならず少尉候補者制度を採用した關係上、所詮下士官養成教育をそのまゝ放置することが出来なくなつたので、全陸軍を統一した下士官養成の學校設立、若くは師團集合教育制度の確立を主張するものが多くなつて來た。

そこで大正十三年には、聯隊又は師團の完全な集合特別教育の試験的な實施が許され、これを實行した。この結果は更に單位を擴大した集合特別教育の機運が大に熟し、遂に全軍統一的の教育制度が採用せらるゝに至つたのである。

以上述べ來つたところにより、下士官養成状態を通觀すると、明治初年教導團設立以來、幾變轉、遂に再び教導團類似の制度の復活となつたのである。教導團廢止以來約三十年間を經過して、月は異なるが同じき三十日、昭和維新の盛運に際會し、陸軍教導學校の設立を見、全陸軍統一の下士官養成學校が仙臺、豊橋、熊本の三ヶ所に呱呱の聲を擧げたのである。

第四章 陸軍教導學校の編成

陸軍所管の學校は今日三十餘校ある。それ等の學校は陸軍大臣の所管によるもの、參謀總長に隸するもの、教育總監に隸するもの、三つに分れてゐるが、陸軍教導學校は教育總監に隸するのである。學校は、學校本部と學生隊から成り、學校長がこれを總理する。更にこれを細別すると

學校本部

副官

校附佐官及び尉官

主計

軍醫

が置かれ、教育その他各々擔任の業務に任じて居るのである。また學生隊は

學生隊

學生隊長

(學生隊を統率し、學校長の命を受けて教育を管理する)

學生隊本部

第一中隊

第二中隊

第三中隊

各隊一般中隊の下士官候補者を收容す。

第四中隊

機關銃隊

各機關銃隊の下士官候補者を收容す。

そして第一乃至第四中隊は、各々四個の區隊に分れてゐる。尤も豊橋教導學校は目下第三、第四中隊は二個區隊に區分されてあるが、この編成は昭和四年八月陸軍教導學校令の改正に伴ひ、歩兵の外騎、砲兵の下士官養成にも任することとなつたから、以上の各編成は遠からず必ず改正せらるべきものと見なければならぬ。

機關銃隊は、二個の區隊に區分され、各區隊は二個の内務班に別れてゐる。

中隊長及び機關銃隊長は、少佐或は大尉が任せられる、區隊長は中尉を以て充てることになつてゐる。

中隊及び機關銃隊の編成の要領は、大體に於て歩兵聯隊の中隊又は機關銃隊と同様である。即ち中隊事務の處理のためには特務曹長が當り、内務班長としては軍曹が充てられてゐる。

尙、以上の外、學校本部には

囑託（文官教官）若干名

が置かれ、普通學の教育を擔任してゐる。このほか、學校の事務を處理するために、學校本部及び學生隊本部に下士官、陸軍々屬及び雇員數十名、傭人五十餘名が置いてある。

學生の定員は豊橋は六百名であつたが、これまた昭和八年四月の陸軍教導學校令改正に伴ひ、騎、砲兵科下士官候補者の入學を許しそれを養成することになつたから、定員數も自然改正されることは明らかである。

以上、學校は將校以下七百餘名の一大家族であつて、この大人數が一致協同、和氣霽々として、上は學校長から下は給仕に至るまで、一意専心學校の使命に向つて邁進し、學生は一心不亂に孜々として文武の道に勵むのである。

第五章 學生の所屬部隊

學生は、現にその所屬する部隊によつて入學する學校を異にする。自分勝手に學校を選択することは許されない。仙臺で失敗したから豊橋へ、豊橋で合格出来なかつたから熊本にといふやうな譯には行かない。即ち派遣隊は左の如く一定されてゐる。

仙臺陸軍教導學校へ派遣せらるゝ部隊

第一師團（東京）

第二師團（仙臺）

第七師團（旭川）

第八師團（弘前）

第九師團（金澤）

第十四師團 (宇都宮)

豊橋陸軍教導學校へ派遣せらるゝ部隊

近衛師團 (東京)

第三師團 (名古屋)

第十六師團 (京都)

第十九師團 (羅南) (朝鮮)

第二十師團 (龍山) (同上)

臺灣軍 (臺北)

關東軍 (旅順)

熊本陸軍教導學校に派遣せらるゝ部隊

第四師團 (大阪)

第五師團 (廣島)

第六師團 (熊本)

第十師團 (姫路)

第十一師團 (善通寺)

第十二師團 (久留米)

以上は歩兵科下士官候補者の派遣部隊であるが、昭和八年四月改正による騎、砲兵科下士官候補者は全部豊橋陸軍教導學校へ派遣されるのである。つまり豊橋陸軍教導學校に限り、歩、騎、砲科の現役下士官を養成し、仙臺、熊本の兩陸軍教導學校は従來通り歩兵科現役下士官のみを養成するのである。

豊橋陸軍教導學校は、歩兵科のみについてこれを見るも、出身府縣別が殆ど全國に亘つてゐるので、全國民の集合隊たる感がある。東北辯と鹿兒島辯の人が朝鮮國境守備の話に花を開かせるかと思ふと

一方では大阪辯のもの、長崎辯のものが關東防備の話に花をさかせ、面白い場面が隨所に展開されて奇觀この上もない状態である。

かくして一ヶ年の在學中に、戦友の話によつて禁関守備の概況から、滿州、朝鮮さては臺灣の人情風俗、地理、歴史に至るまで一通りの耳學問をなし、一かどの常識を得られるのもこの學校の特長の一つであると言はねばならぬ。

とにかく英氣潑刺たる、未來に光輝燦爛たる青年の集ひだけに、其生活は實に活潑なものである。

第六章 陸軍教導學校の教育

陸軍教導學校に於ける教育の目的は、歩兵科（豊橋陸軍教導學校に限り歩兵科の外に、騎兵科、砲各科を含む）下士官候補者をして、將來我が陸軍の幹部たるべき性格、徳操を涵養し、下士官たるに必要な學識と技能とを具備せしめ、且つ將來益々これを發達せしめるために、その素地を植付けに在る。

在る。

特に陸軍教導學校は精神教育に最も重きを置き、全職員舉つてこれに任じ、常に親愛と威重とを以てこれに臨み、自ら模範を示して、下これに習はしめ、且つその環境をして薰陶化育に適せしめ、日常起臥の間自ら軍人精神及び軍規を體得せしむべく指導するのである。

元來、軍人といふものは常の人よりも一層盡忠報國の至誠に熾烈なものでなくてはならない。勿論如何なる國民と雖も盡忠報國の念に燃えてゐなくてはならないことは言ふまでもないが、わけて軍人たるものはこの心が一層強く且つ大でなければならぬ。戦争は單に武器と武器との競争ではない。如何に精銳なる武器も、これを使用する軍人にして軍人精神が缺けてゐたならば、その武器は決して用をなすものではない。武器の威力は實にこれを使用する軍人に存するのである。

彈丸雨飛の中に、敢然として御國の爲めに奉公する軍人は、實にこの牢固なる軍人精神の發露によるにあらざれば、戦勝の効果を收むることは出来ぬのである。

されば陸軍教導學校は、重點をこの精神教育に置き、將來我が神聖なる陸軍の幹部として耻ぢざる軍人精神を涵養するに努めて居るのである。

内務及び諸勤務の教育も特に重要なもので、これあるがために軍規は維持され、風規は保持されるのであるから、最も綿密適切に教育し、その精神を充分に理解し、且つ將來陸軍の幹部として部下の儀表たるべき習性を涵養せしめてゐる。そしてこれ等服務の要領は實地に就いて習得せしめる。即ち或は衛兵歩哨に、或は司令に、或は衛舎掛に、或はまた週番士下官、上等兵に、内務班長に、それぞれ實際に服務して、その要點を體得經驗せしめるのである。

以上は主として精神教育の指導方針であるが、これと同時に術科教育も亦、重要なものとして重視されてゐる。

術科教育。

術科教育は、在隊間（教導學校入學以前の一年間の在營中）の教育に連繫して行はれる。

實兵指揮は、小銃及び輕機關銃分隊の指揮を修得して小隊指揮の概要を體得せしめ、且つ教育法としては將來助教として各個及び分隊の教育を自ら計劃實施し得る程度に會得せしめる。尙、機關銃隊にあつては、機關銃及び歩兵砲分隊の指揮を習得せしめて小隊指揮の概要を會得せしめ、且つ將來原隊に歸つて後、助教として各個及び分隊の教育をなす場合、自らこれを計劃實施し得るの程度に會得せしめるのである。

また一般中隊の學生は、機關銃及び歩兵砲の分隊教練に於ける兵及び分隊長動作の概要を修得するこれと同様にまた機關銃隊の學生は、小銃及び輕機關銃について分隊教練に於ける兵及び分隊長の動作の概要を修得することになつてゐる。即ち専門外ではあるが最も密接な關係にある動作を或る程度まで習得するのである。

これを人體に假定して見ると、一般中隊の學生は、小銃や輕機關銃については、自分の右の手を動かすやうに、どんな運動々々でも出来るやうに習熟し、機關銃や歩兵砲についても、自分の左の手を

動かす位の運動々作は出来た程度に習得をさせるのである。であるから左手の動作即ち機關銃や歩兵砲の動作も少し練習さへすれば擧手の敬禮位は右手同様に出来、今少し日時をかけて習練すれば右手同様どんな動作でも出来る素地を作つて置くのである。

機關銃隊の學生もこれと同様で、その専門は機關銃、歩兵砲であるけれども、小銃や輕機關銃に對しては、左の手位の程度の動作は出来るやうに習得する。だから機關銃隊の學生も、この上少しく日時をかせば一般中隊の學生同様、小銃や輕機關銃に對し充分の動作が出来るのである。

その他、陣中勤務、體操、劍術、射撃、作業などは、將來下士官として必要なだけの事項は修得する。そしてその指揮法及び助教としての教育法も習得し、また通信、測圖などの要領も習得するのである。

他兵種との連絡についても、しばしば連合演習を行ひ、その動作を緊密にし、また秋季演習にも参加するのである。

軍事學。

軍事學に就いては特に周到なる注意を拂ひ、下士官として必要な識量を與へ、特に術科教育に關する事項は、連繫を密にして理解を深刻にし、所謂机上の空論でなく實際に即して習熟せるものたらしむることに、特に深甚の注意を拂つて教育をせらるゝのである。

科目

科目はその名を聞いただけでも、氣の詰まるやうな廣汎なものである。即ち

- 一、戰闘綱要
- 一、歩兵操典
- 一、陣中要務令
- 一、射撃教範
- 一、野戰築城

- 一、交通
- 一、築營
- 一、歩兵通信
- 一、體操
- 一、劍術教範
- 一、演習令
- 一、軍隊教育令
- 一、兵器學
- 一、測量學
- 一、軍制學

等である、これ等の廣汎なる學科を、一氣呵成に注ぎ込まれるのであるから、名のみを聞いた人は驚

くであらふが、實際は左程でもないものである。ましてや選りに選りぬいた下士官候補者のことであるから、何の苦もなくこれ等の學科は修得されて行く。

諸君が將來、下士官候補者となり、陸軍教導學校に派遣されたら、以上のやうな學科を一ヶ年間に修得するのであるが、しかしこれ等の學科の主要は既に在隊一ヶ年にして相當の智識を得られてゐるのであるから、少しの難解もなく、至極容易に修得し得らるゝのである。されば學生は何の苦もなくこの學科を突破し、最後の榮冠目指して發洩として進み行くのである。

普通學。

以上述べた學科、實科の外に普通學がある。この普通學は左の諸學科で、

- 一、國語
- 一、作文
- 一、算術

- 一、幾何
- 一、代數
- 一、物理
- 一、化學
- 一、英語

であつて、これは左記の目的の爲めに課せられてゐるのである。

- 一、軍事學の理解に資するため。
 - 一、徳操を涵養するため。
 - 一、各自將來のためにその素地を與へる。
- といふのである。

以上の各學科目が、僅か一ヶ年の間に注ぎ込まれるのであるから、どんな人間でも智識が向上せざ

るを得ない。學生の智識は全く雨あがりの筈よりも、もつとズン／＼と伸びて行くのである。各人自身の愉快は勿論、はたの見る眼も涙ぐましいほどの楽しさである。

これ等の學科、術科は大要次のやうに教育されてゐる。

午前八時から正午迄。主として講座教育。

午後は四時迄。主として術科教育。

夜は七時より九時迄。自習。

といふやうになつてゐる。

こうした時間割の下に、勇氣磊々たる學生は、奮勵また奮勵、寸刻をもゆるかせにせず勉學するから、修業期間は僅か一ヶ年といふ短月日であるが、修學量は他の普通の學校の二年にも三年にも相當するから、智識の向上は實に眼まぐるしいほどである。

彼の専門學校や大學などの學生が、七月の聲を聞くと夏休みに入り、九月中頃まで休み、十二月か

ら一月にかけては冬休みと稱して休み、三月には學年末で休み、四月の學期初めは月半ばに至らなければ開講せず、その上學業中も一日僅か二時間か三時間、多くても四時間を出るといふやうなことはない學校の學生に較べると、陸軍教導學校の學生は、二年或は三年、それ以上にも相當すると言はねばならない。

第七章 期別及び試験

陸軍教導學校は各校共、十二月一日に入校するのであるが、豊橋陸軍教導學校に限り、十二月と六月の二回に分れて入校するのである。何故二回に分れて豊橋のみが入校するかといふと、昭和二年十二月兵役法の改正によつて、近衛、第十九、第二十の各師團、臺灣軍及び獨立守備隊は十二月と六月とに入營することゝなつたため、これ等の各隊の下士官候補者は全部豊橋陸軍教導學校に入校するので、自然以上の各隊の十二月の入營者と第三、第十六師團の下士官候補者とは、十二月一日に入校し

六月には近衛、第十九、第二十の各師團、臺灣軍及び獨立守備隊の第二期入營部隊の後半數のものが入校するやうになるのである。

豊橋陸軍教導學校では、以上のやうに二回に分れて入校するので、第一次學生は第一、第二中隊と及び機關銃隊に編入し、第二次學生は第三、第四中隊に配屬せられるのである。而して第一次學生は入校の日から翌年の五月二十一日までを前期、六月一日から十一月三十日までを後期となし、第二次學生は六月一日から十一月三十日までを前期、十二月一日から翌年の五月三十一日までを後期と稱して、その各期末に試験を行ふことになつてゐる。

仙臺、熊本の兩校に於ては第一次、第二次といふやうに別れては居ないから、學生はすべて豊橋に於ける第一次學生と同様の期日に於て前期、後期の試験が行はれる。

尙、この前期、後期の試験の外に、入校後間もなく實施される試験に素養試験といふものがある。

この素養試験は陸軍教導學校第一の關門で、學生の普通學並に軍事學の學力程度を試験せらるゝので

ある。この試験は實に將來の成績に頗る影響することであるから、下士官候補者たるものは派遣せらるゝ前に充分に勉強して置いて、入校後不覺を取らぬやう注意を怠つてはならない。なにせよ各隊から選り抜きの猛者連のみが集まつて來るのであるから自分の隊では第一と自信してゐても時に他隊から派遣された候補者にひけを取らぬとは限らぬのであるから、全日本の下士官中第一との自信を確守出来るやう充分なる勉強を希求する。

こゝに試験準備に關し、二三の注意を述べて諸君の參考に供することにしよう。

第一、平素の勉強。

試験勉強といふ言葉がある。これは試験の眞際になつて、試験にだけ良い成績を得るやう勉強する頗る不眞面目な勉強であるが、この試験勉強は絶對によくない。平常から撓まず倦まず着々として勉強をつゞけるのでなくては決して優秀な成績は得られない。

そして平素かく撓まず倦まず勉強するには必ず研究の上の一つ一つの着眼點を置き、これに向つて

勉強をつゞけるがよい。

第二、記述法の研究。

試験場に這入つて、試験問題の配布を受けてから「サアこれはどう記述したら良いか」「どういふ風に書くが良いか」といふやうなことを考へるやうでは既に遅い。

平素から、こんな問題は典範令でよいか、教程そのまゝで良いか、それとも箇條書きにした方がよいか、綱目體に羅列すべきものか、亦、應用に屬する問題だから、これに適應するやうに記述すべきものであるとか、いふやうに直ちに判斷し得て誤りのないやう平素に於て既に練習して置くべきものである。

これがためには、典範令及び教程を基礎として各種の問題を参照し、絶えず練習して置くべきである。世間には往々ある例であるが、頭ではその問題の内容を充分に了解してゐても、これを筆紙に現はし試験官に認めらるゝ如く記述することの出来ない人が澤山ある。こんなことでは何にもならない

から豫め充分の練習をして置いて、直ちに自己の所信を相手方に充分了解し得らるゝやう記述することの出来るやう記述法を研究して置く必要がある。

第三、参考書の選定。

學校に入學して後は、學校の教程以外には殆ど参考書を見る暇はないが、しかし教程だけでは前記のやうな着眼や記述要領が我流になつて充分その目的を達することが出来ないから、受験参考書位は一通り参考に供した方が安全である。けれども勿論全力を教程に注ぐべきであつて、受験参考書に依つて所謂試験勉強に陥るやうのことがあつては斷じてならない。

要するに参考書は、どこまでも参考であつて正當の教科書ではないのであるから、この點を忘れぬやう注意されたい。

第四、受験上の注意。

一、受験のために携行すべき品は、受験途中事故のないやうに豫め充分検査して置くがよく、過不

足のないやう注意せねばならない。そしてものに依つては豫備品を携行することも忘れてはならない。

二、受験は自分の平素の成績を答案紙に依つて遺憾なく發表するものである。されば所謂試験恐怖病などにかゝつて、平素の成績を發表することが出来ぬやうな意氣地なしになつてはならない。往々耳にすることであるが、試験場ではどうしても思ひ出せない事實が試験場を出ると直ちに胸に浮び出し、あゝあれを書けば良かったのに、など後悔する人があるが、もう後の祭りでは追ひ付かない、こゝにいふことは自分は試験恐怖病に罹つてゐるとは思はれないのであるが、實は試験恐怖病に罹つてゐる證據である。

試験場に這入ると、頭がさえて来て、今迄忘れてゐたことも、明瞭になつて來るといふやうな明晰な頭になるのではなくては駄目である。それには勿論不斷の勉強が大切で、試験勉強だけで受験する人には所詮望まれない、だから受験者はこの意味だけでも平素の勉強が大切であることは申すまでも

ない。

とにかく、受験者は沈着で、物に動せず、あせらず、怖がらぬことが大切である。古來臚下丹田に力を入れるといふことがあるが、これではなくてはならない。併しこの臚下丹田の力といふものは、平素の勉強がその因をなすものであるといふことを忘れてはならない。

三、あはて者になると、答案紙に自分の隊號や氏名を記入することを忘れて差出すものすらある。

こんな狼狽者では何業に従事したところで物の役には立たないが特に軍人に於て然りだ。されば試験答案紙の配布を受けたならば先づ隊號氏名の記入を忘れぬやう第一に注意すべきである。

四、そして試験問題の配布を受けたら再三、再四熟讀して、その内容を充分了解した上で答案に着手することが肝要である。ろくろく試験問題も見ずに早飲込みをして、的外れの答案を認めるが如きは愚の骨頂である。世間には往々こんな例はある。一字の差で答が右と左に分れることは澤山あるのであるから、試験問題は必ず熟讀玩味することが肝要である。これが爲めには五分や七分遅れた

ところで、出来上りは却つて早いものであるから心配するには及ばない。尙、時間に餘裕があるならば、一度草案を書いてから、本式に書き換へることも結構である。しかし如何に立派な答案でも時間を經過しては役立たないから、拙くとも時間内に書上げることの大切であることは忘れてならない。運巧拙速といふ言葉はあるがこれも程度問題で、定められた時間で答案を綴るのが試験であるから、定められた時間内には必ず拙くとも書き上げるやうに用意せねばならぬ。

五、應用問題は、特に熟慮を要すべきものであるけれども、しかしこの應用問題とて決して原則や法則に外れたものではないのであるから、我流を出してはならない。

戦術應用問題などになつては、往々自分に都合な考へ方をするものがあるが、そんな考へ方は斷じて良くない。任務を第一とし、敵情を第二とし、そして敵の立場になつて考へ、これに地形その他の状況を加味し、しかも原則から離れてはならぬものである。

六、應用問題にせよ、その他の問題にせよ、すべて答案は定められたる時間との相談であるから、矢

罎に想ばかり練つて悠長にしては居られない。提出までに一二回読み返へして修正の出来る位の時間を餘す程度に計劃を立て、進行することが肝要である。これが爲めには各々の問題の中で一番得意なもの、一番平易なものなどから着手するも一方法であらふ。

七、全部の答案が出来、尙、時間が餘つても自慢顔に退場せず、念には念を入れて尙一度精讀して後に提出するが良い。多くの學生のことであるから、一點半點の差でも、十番二十番といふ大きな成績を來たすことであるから、輕卒は大の禁物である。殊にかうした餘裕のある時間にあつては、往々にして豫想外な好答案の案出されることがあるものであるから、必ず輕卒の振舞ひなきやう留意するがよい。

八、すべて答案は、自分の智識を試験官に認識させるが目的であるから、自分にだけ判つて、相手方に判らぬものでは何の役にも立たない。だから答案の記述は必ず明確でなければならぬ、同時に見易からねばならない。受験者はこの點に留意することを忘れてはならぬ。

九、答案は必ず問題が要求してゐる範圍内のものでなくてはならない。世間には往々ある例であるが問題の要求してゐる範圍を超過して技葉末節に力を注いだり、要求の核心に觸れずにその周圍を駆け廻るといふやうな答案は、出題者たる試験官から見時、その問題に對する智識のあることは窺知されても、答案そのものに價値がないので遺憾ながら落第たらしめざるを得ざる例もあることであるから答案は必ず問題が要求してゐる範圍に適合せしむることといふことを忘れてはならぬ。

一〇、最後に一言して置きたいことは、或る一課目、或る一問題の答案に失敗しても決して悲觀してはならぬことである。

スポーツ精神の如く、例へ自分の智識が最悪で、成績が最劣であつても最後まで奮闘する精神がなくてはならぬ、ましてや一課目、一問題の成績に於ておやだ。「最後まで禪身の努力を致す攻撃精神」は試験に於て最も大切である。

第一節 試験の成績と學生の將來

これ等の試験、即ち素養試験、前期試験、後期試験の成績の結果は學生の將來にどんな影響を及ぼすものかといふこと茲に附加して置かう。勿論試験の席列は一番、二番、三番と成績の順序こそあれ何れも堂々判任武官たるの技術識見を體得し、歸隊の曉には直ちに伍長（判任官同等）に任官せられ、押しも押されもせぬ幹部となるのであるが、併しそうなるにしても、それまでの順序があり、また將來の成功の上に幾分でも差異のあることは争はれぬ事實であるから、試験は優秀なものほど結構なことはない。

第二節 素養試験

素養試験は入校後間もなく實施される第一の關門である。學生の普通學並びに軍事學の學力程度を試験せらるゝもので、將來の成績に影響することは勿論であるから、派遣せらるゝ前に隊にあつて充分勉強して置いて、入校後不覺を取らぬやう注意することが大切である。

第三節 前期試験

前期試験は前期末に行はれる學生第二の關門である。これは在學前半期の成績調査であるから、學生の將來の運命に相當大きな影響を與へるもの故、一層の努力が必要であることは申すまでもない。

第四節 後期試験

後期試験は後期末に行はれる教導學校最後の難關である。この試験によつて將來の運命を左右せらるゝことは些くないのであるから、全力を盡して成績を擧ぐるに力められむことを切望してやまない。尙、この卒業に際し成績の優秀なるものには（優等生）教育總監から賞品として銀時計を授けられるのである。

第八章 學生の生活

第一節 修養

陸軍教導學校教育の目的は歩兵科下士官候補者（豊橋陸軍教導學校に限り歩兵、騎兵、砲兵の三科）

をして、將來指揮官たり、教官たるに必要な性格、徳操を陶冶して、下士官として將校と共に、軍人精神及び軍紀の本源たらしむるにあるのである。

されば陸軍教導學校に於ける日常起居の動作は、軍隊に於ける其れとは自ら異なるものがある。然らばこの徳操を涵養するために如何なる要求をなしてゐるかといふに、これは大體次の如くである。

（陸軍教導學校學生心得拔萃）

- 一、皇室及び國家に關し、的確なる理解を得、以て忠君愛國の信念を鞏固ならしむること。
- 二、勅諭及び教育勅語の趣旨に基き、軍人の道德に關して的確なる理解を得ると共に、これが實踐の基礎確乎たるべきこと。
- 三、軍紀特に服從の本義につき的確なる理解を得、時代の思想に對し其の操守を誤らざること。
- 四、責任を重んじ、進んで難に赴くの氣概あるべきこと。
- 五、僚友は相互に切磋し、積善の氣風を養ふこと。

右の五項の貫徹を期するためには、絶えず左の七項を實行することを要すとして、これを實踐躬行せしめてゐるのである。

- 一、諸事その根本精神を理解し、要點を捕捉し、知行合一卒充躬行、以て卓越せる小部隊の指揮官たり、優秀なる教育者たるの實を擧ぐべし。
- 二、積極的に心身を鍛錬し、常に至誠眞劍にして愉快に行動し、其極欣然として死地に就くの域に達し、以て忠誠武勇の士を以て任すべし。
- 三、志氣旺盛、體力頑健、氣宇瀾達にして、環境の特長に鑑み、銳意奮闘努力すべし。
- 四、高尚なる品格、廉潔なる徳操を保持し、容儀の端正、秩序の維持、規律の嚴守に努め、自發自製の極、不文の節制に至るべし。
- 五、宏量謹嚴教を受け、自學研鑽智見を廣め、以て他日の大成を期すべし。
- 六、僚友は和親協同して相責め相助け、切に軟弱姑息を警め、以て堅實醇乎なる校風を養成すべし。

七、自重自信以て必勝の確信を持ち、斃れて尙止まざるの概あるべし。といふのである。

右のやうに學生の起居は、自ら鍛錬し自ら進んで修養するのである。であるから例へその在學期間には僅か一ケ年の短月日であるけれども、その間充分の修養を積み、將來幹部たるの性格徳操は確實に養成されるのである。

第二節 起居

學生の寢食するところは中隊學生舎であつて、その内容は一般の歩兵聯隊と同様で異るところは殆どない。謂はゞ學生の内務に關する修養の道場ともいふべき場所である。

そして學生の學科教育場としては、別に各中隊に區隊毎に、固有の講堂を兼ねた自修室が有るのである。

この講堂兼自修室には、各人固有の机及び書籍棚が設けられてあり、且つ共有の書籍棚もあつて、

その中には和、漢、英語（和英、英和）の辭書や、尋常小學校、高等小學校の各教科書、陸軍幼年學校生徒用の書籍など、學生の研究自修用の圖書が差支なきために備附けられてある。

この室で夜間は四人づゝ一電燈の下に机を合せて自修し、晝間は教壇に面して机を整頓し、授業を受けるのである。

夜は煌々たる電燈の下、戰友机を合して一團となり、和氣滿堂、各自その研究に耽つて團樂的雰圍氣を構成し、晝は轉じて一糸亂れざる嚴肅にして而も整備せる教室を形造るあたり、融通自在、自由の天地に在つて而も規律的節制の毫も誤まらぬところは、蓋しこれ陸軍教導學校獨特の精神修養で、同校教育精神の發露とも言ふべく、同校特色の一つに算ふべきものである。この講堂を小講堂と呼んでゐるのである。

この外に豊橋陸軍教導學校には、中講堂が四つ、大講堂が一つある。（他の兩校も略々同様である）中講堂は中隊の全員又は一區隊以上を合して教育するために使用するものであり、大講堂は學生全員

を收容し得るものでこれは劍術道場をも兼ね、内部は活動寫眞映寫の設備まで完成してゐる。

以上は大體教室、自修室、講堂等修養場所の設備であるが、さてその學生は日常如何なる起居動作をなすものか以下少しくこれ等に關して述べよう。これも豊橋教導學校のことであるが、他の二校もこれと略同様であるから略し、歩、騎、砲兵各科の下士官養成の學校たる豊橋教導學校の概況を述べることとする。

學生は、夏は午前五時に、冬は午前六時に起床する。起床すれば直ちに各自寢具を整頓し、それから洗面、冷水摩擦などをなした後、服裝を整へ、學生舎に整列して日朝點呼を受けるのである。

日朝點呼の後、週番士官の號令の下に、一同皇城を遙拜し、勅語を拜誦し、次いで校内に鎮座する校内神社（皇大神宮、明治神宮を合祀したもの）に參拜し、終つて各自は任意體操を行ふのであるがこの任意體操の時は若干名を舎内當番（班内掃除及び食事準備）は各々その任務につき、體操は行はないのである。

この任意體操は、午前七時（午前五時起床の場合）は午前六時）朝食を採るのである。そして食後兵器の手入れなどをなし、午前八時から劍術體操などの自修を行ひ、午前九時から授業時間表に基き講堂に入つて授業を受けるのである。

授業は大體次の如くである。

精神教育。（中隊長之を行ふ）

軍事學。（區隊長之を行ふ）

普通學。（囑託教官之を行ふ）

午前十一時五十分に午前中の授業を終り、晝食休憩の後、午後一時から午後の日課に入るのである。午後は術科、内務諸勤務等の教育である。午後四時には演習を終つて學生は學生舎に歸り、兵器、被服の手入、洗濯、入浴をなし、終つて午後五時三十分には夕食、夕食が終つて七時まで休憩である。

この七時までの休憩時間は、一日中に於ける學生の最も愉快かつなごやかな時間である。この間、

學生は思ひ／＼の動作を行ふのである。即ち校庭に出て鑿聲を振り上げて號令の練習や、調聲を稽古するものもあるし、また同郷の友となごやかに語り合ふもの、戦友と笑ひ合ふものなど、それは／＼長閑な愉快な時間である。

この楽しい休憩時間が終ると午後七時から自修時間である。即ち豫習、復習の時間である。

午後八時五十分に自修を終り、午後九時に一般の軍隊と同様、日夕點呼を受ける。それから暫らく自由の時間があつて後、就眠前約五分間、各自自分の寢臺の上に正座して瞑目反省をなし、午後十時寢に就くのである。かくして一日の日課は終るのであるが、その後には不寢番といふものがある。若干名づゝ交互にこれに服するのであるが、不寢番の勤務はこれまた軍隊と同様である。

特殊の勤務として週番上等兵、既週番上等兵の勤務がある。この勤務も學生これを實施し、班長及び週番下士官の職務は班長指揮の下に實習するのである。

また毎週の木曜日は、終日演習日であつて室内に於ける學科はない。この日は早朝から嚴然と武裝

を整へ、或は行軍に、或は射撃演習に、終日山野を跋渉し、或は高師原演習場に心身を鍛錬し技倆を磨くなど、元氣横溢の一日である。

そしてこの木曜日は、晴天たると雨天たるとに係らず演習を實施するのであつて、雨も風も、雪も霰も、暑さも、寒さも一切問題とせぬのである。

更に、學生は皮膚鍛錬のため、四月頃の未だ膚寒いときから、夏の最中の炎天下は勿論のこと、十月半ばの冷涼の季まで、上半身は裸體のまま、で體操を行ふのを通常としてゐる。隆々たる筋肉を躍らせて元氣横溢に、活潑な運動をつゞけてゐる有様は、まことに男性美を發揮して餘りありといふべきである。尙この體操は、體操と言つても普通の體操ばかりではなく、實戰に基調した動作が主として行はれるのである。

要するに學生の起居は軍人精神の發露で、徹頭徹尾、御勅諭の御訓へに副ひ奉つてゐるのであるから、所詮他の想像も及ばない、善美、活潑なものである。

第三節 野 營

五八

豊橋陸軍教導學校は、日本一と自他共に許す高師原演習場の一角に、位置を占めて居るのであるから、教練のために敢えて他に出張するの必要は毫も認めてゐない。

しかし只一ヶ所だけで教練を行つてはとの見地から、百尺竿頭更らに一步を進むるの故を以て、主として戦闘射撃實施のために、通常五月と八月との二回、三重縣の千種演習場に廠營することになつてゐる。

この間若し時機を得れば、皇大神宮に参拜し、二見ヶ浦の風光をも賞することが出来るのである。尙、この五月と八月とに、一部のは名古屋市郊外の本地ヶ原演習場に廠營し、長久手の古戦史に徳川家康や織田信雄、池田信輝や柳原康政等の往事を偲びつゝ、現代科學の戦技を演練し、身心を鍛錬するのである。

仙臺陸軍教導學校にも、熊本陸軍教導學校にも、豊橋陸軍教導學校に劣らぬ立派な演習地があつて

それ／＼の戦技を鍛錬してゐるが、これまた時々出張廠營して野營教練を行つてゐる。仙臺も熊本も共に舊幕時代大藩の地、古來戦跡に富む名所であるから、豊橋に劣らない心身の鍛錬が出来ることは改めて述べるまでもない。

第四節 學生集會所

學生集會所は學生唯一の慰安所である。由来よく勉め、よく勵むものは、よく楽しみ、よく慰められねばならぬ。學生集會所は即ちこの故に設けられたものである。

豊橋陸軍教導學校の學生集會所は、他の建物に魁けて、昭和七年の春に改築せられたものである。その近代的設備と、明朗さに於ては將に校内隨一の稱がある。

その後庭には學生母隊からの寄附になる風雅な小亭もあつて、一層の興趣を添へ、朝夕讀書、休憩の用に供せられてゐるのである。

この學生集會所は、毎日開設せられ、日用品や文房具類は午前十一時から、また飲食品は晝食時か

五九

ら夕食時まで販賣してゐる。

尤も飲食品と言つても酒だけは販賣してない。元來、學生は修養中の身分であるから酒は禁物なりとの意である。

しかし酒こそないが、こゝには『ラジオ』もあれば蓄音機もあり、その他、碁、將棋は勿論いろいろの娛樂機關が一通り備付けてあつて、夕食後の休憩時や、また日曜日などはこゝで充分に浩然の氣を養ふことが出来るやうになつてゐる。

第五節 養 正 舍

學生集會所は、學生唯一の慰安所であるが、養正舍はその名の示す如く、學生最大の修養、讀書の道場とも言ふべき所である。吹雪山の麓、表町に近く建てられてある修養殿で、中には名母隊の軍旗の寫眞や、豊橋陸軍教導學校出身先輩の戦死者遺影等が掲げられて精神修養の資に供せられてある。

この外、聖賢偉人の遺訓や、傳記類、その他一般の修養書、参考書などが多數備付けてあつて學生

は日曜など自由にこれを繕き、古今の英雄偉人、東西の聖賢に接し、修養に力めることが出来るやうに設備されてある。

第六節 休 日 及 び 外 出

日曜日、大祭祝日等一般の休日には週番勤務者の外には全部、通常外出を許可されることになつてゐる。

元來、外出といふのは、用便のために市山に行くことであるが、同時に質實剛健、氣宇雄大の氣風を培養し、併せて克己、修養に資するため、多くは附近の神社とか佛閣とかに詣でるとか、又は古戰場などを訪ねて往時を追懐し、古の聖賢の跡を尋ねてはその遺風を追慕するとか、或はまた海岸に遊ぶなど、一日の清遊を試み、心身を洗練すると普通としてゐる。

また、年末年始には休暇があり、外泊歸省を許されるから、學生は父母の膝下に歸つて弟妹と團樂し、祖先の展墓を行ふなど、家庭の人として孝養和樂の機會をも與へられるのである。

以上は陸軍教導學校に於ける學生生活の大要である。如何にその男性的にして、勇壯且つ快活なるかは、想像に餘りある。而してこの一ヶ年の學校生活が如何に將來有意義なるかは言ふまでもなく、斯くしてこゝから將來の大將も元帥も、陸軍大臣も、參謀總長も、將た教育總監も生れ出るのである。著者は本書の讀者から必ず、こうした我が光輝ある皇軍の首腦者の多數輩出することを信じて疑はざると同時に、その將來を祝福するものである。

第九章 豊橋陸軍教導學校の所在及び

歴史概要

豊橋陸軍教導學校は、愛知縣豊橋市町畑町に在る。これを判りよく言へば、昔三河の吉田と言つた處で、豊橋市の南の方に連なる高師原演習場の一角である。

建物は舊歩兵第六十聯隊の兵舎であつたものであつて、それを昭和二年七月三十日陸軍教導學校令

の發布せらるゝと同時に、その一校をこの豊橋市に置かるゝことゝなつたので、同年七月工を起して講堂及び學生舎の改築を行ひ、模様替などをして、十一月中旬第一期の工業を完了したのである。

(この第一期工事中別に大講堂をも新築された)

斯様な唐突な譯であるから、豊橋陸軍教導學校の建物は極めて粗末なものではあるが、各講堂は改築中に最も意を用ひただけあつて、外觀こそ華麗ではないが、内容は頗る確實堅牢なものであつて實質の充足を計つた點は實に堂々たるものである。

豊橋陸軍教導學校創設當時の状況は、

- 一、昭和二年六月陸軍教導學校令發布。
- 二、同年七月一日學校長以下各職員任命。
- 三、同年同月四日學校本部を騎兵第四旅團司令部内に開設。
- 四、各職員逐次着任して創設の業務に従事。

五、同年同月二十五日、騎兵第四旅團司令部内より現在の地に移轉。

六、同年同月三十日第一期學生を收容。

七、同年八月一日開校教育を開始す。

併し、當時は尙ほ校舎の一部が改築の工事中であり、また校庭は部隊廢止後二ケ年間も放置されてあつたので、雑草の如きその生え繁るに任せてあつたから、その亂雜は目も當てられぬ有様だつた。

此の間に於て、職員學生は協力同心、よく創業の事に従ひ、十月十七日までに整頓やその緒に付いたので、即ちその日芽出度開校の式を擧げたのである。

翌十一月には、學生は第三師團の秋季演習に参加し、續いて今上陛下御即位後第一回の御統盛であつた愛知縣下に於ける特別大演習には、東軍特設大隊としてこれに参加し、各所に勇戦奮闘して顯著なる成績を擧げた。十一月十七日夜小牧山附近の陣營には、畏くも大元帥陛下、侍從武官を御差遣あらせられ、學生隊に對し、その行動を嘉せらるる旨の聖旨を賜はつたのである。

この特別大演習が終つて、名古屋城北練兵場に於て大觀兵式を擧式あらせらるるや、當分の分列式に於て豊橋陸軍教導學校學生隊は其の成績拔群なりとあつて、参列の各上官から多大の讃辭を與へらるるの光榮に浴したのである。これみな創業時代に於ける上下協力一致、軍事精神の涵養に力めたその成績の一端の發露であつて、豊橋陸軍教導學校の光榮は申すまでもなく、實に前途多望、慶賀至極であつた。

尙この十一月中旬豊橋陸軍教導學校唯一の新建築である大講堂はその工を完了したのであつた。

更に多幸なる豊橋陸軍教導學校は、同校歴史の巻頭に、より最大の名譽を記録すべき誇りを有することを忘れることは出来ない。それは申すも畏れおほき極みであるが大元帥陛下豊橋陸軍教導學校に御臨幸ならせられたことである。

行幸の前々日、即ち十一月十九日、學生隊は光榮を擔ひつゝ大演習から歸還し、全力を擧げて校内を整理し、將校以下一同、誠心誠意奉迎の準備をしたのであつた。

昭和二年十一月二十一日、畏くも大元帥陛下には名古屋御駐泊所を御出門あらせられ、先づ岡崎市及び豊橋市に行幸遊ばされ、在郷軍人會員及び青年團を御親閲あらせられ、午後一時五分、豊橋陸軍教導學校に臨御あらせられ、將校集會所御便殿に於て御休憩、學校長武田大佐の狀況報告を聞召された後、御愛馬吹雪に乗御、校庭に於て學生隊を御親閲あらせられ、後大講堂前に於て御下馬あらせられ、特に學校長の奏請を御嘉納あらせられて、施設あつた臺上を通御、大講堂に御立寄り遊ばされ、龍顔いとも麗はしく午後一時二十分御出門御遷幸あらせられたのであつた。

今、大講堂前に行幸記念樹は、即ちこの殊遇を後世に傳ふるために植えられたものであつて、豊橋陸軍教導學校史上の一大記念物である。

學校當局者は勿論、學生は永久にこの鴻大なる天恩に報ひ奉るべく、ますます忠勤を擧げてなげればならぬ。

斯くて創立第一年たる昭和二年は、赫々たる光榮の裡に過ぎて、翌三年七月二十八日には一期學生

五百五十六名を優良なる成績の下に卒業せしめて歸隊させたのである。

昭和三年十月十八日には、畏くも御眞影を御下賜あらせられたので、翌十九日之が奉戴式を舉行せられた。

同年十一月十日 天皇陛下御即位の大典を行はせらるゝにつき、同校に於ても式典を設け盛儀を祝き奉り、聖壽の萬歳をお祈り奉つたのである。尙學校長武田大佐は學校を代表し十一月二十九日の大禮觀兵式に參列の光榮に浴せられた。

次いで十二月一日、第二期第一次學生二百七十六名を迎へたのである。

昭和四年一月には學校本部と第四中講堂の竣工を見たので、翌三月には一は御大典を記念し奉り、一は國體の尊嚴、國民精神の作興を目的として、學校本部前に國旗（旗竿は御料林の檜材）を掲揚することとなり紀元の佳節を卜して嚴肅な掲揚式を舉げられたのである。かくして本部前には朝な夕なに、翻翻たる輝かしの日の丸の國旗を仰ぎ見るやうになつたのである。

そしてその二月十五日には、長くも李王琅殿下の御臺臨を仰ぎ奉り、更に六月の七日には、竹田宮垣徳王殿下、李鍵公子の御臺臨を辱ふし、重ねく々の光榮に、學校長以下職員學生一同皆感激したのであつた。

同年十一月十三日には、學生隊は、又も特別大演習に参加の光榮に浴し、南軍混成第百二旅團第二大隊として、茨城縣下水戸市附近の平野に活動、こゝにも亦偉勳を現はし、同市に於て行はれた觀兵式に、參列の榮譽を荷つたのである。

この年學生は、六月一日第二期第二次學生として二百十二名を、十二月一日第三期第一次學生として三百八十五名を迎へ、十一月二十五日第二期第一次學生三百四十八名を卒業せしめ、原隊に復歸させたのである。

昭和五年五月九日には、特命檢閱使井上幾太郎大將の檢閱があつた。この檢閱に際しては成績極めて良好なりといふ講評を受け、全校の志氣は益々振ひ起つた。さもあるべきことである。

同年五月二十四日には第二期第二次學生二百四名を卒業せしめて原隊に復歸させ、六月一日新たに第三期第二次學生百八十五名を迎へたのである。

同年六月十八日、新に天皇、皇后兩陛下の御眞影を拜受。

同年七月三十一日には、閑院宮春仁王殿下の御臺臨を辱ふするの光榮に浴す。

翌、八月一日第一代校長武田大佐榮轉し、第二代校長として川原大佐を迎へた。

十一月學生隊は、第三師團秋季演習に参加し、岡崎市、奥町、犬山町等の各地に轉戰、偉勳を建てて歸校。

次いで間もなく同月二十三日には卒業式を舉行、第三期第一次學生三百七十三名を原隊に復歸せしめた。

此の日は、長くも東久邇宮稔彦王殿下の御臺臨を辱ふするの光榮に浴し、卒業生は固より學校長以下一同の感激措く難はざるところであつた。

次いで十二月一日、第四期第一次學生三百九十四名を迎へた。

昭和六年三月には、第三期工事として學校西側の土壘及び校門を鐵筋コンクリート近代式體裁に改築することとなり、直ちに起工、更に面會所の新築、營舎一部の改築なども行つて八月總べて竣工を見るに至つた。この工に依つて學校の外觀的面目は全く一新し、内容の充實と共に、内容外觀總べてこれ整ひ、實に堂々たる態容を高師原々頭、否全日本皇軍の上に現はすに至つたのである。

十一月一日、學生隊は三度特別大演習に参加の光榮に浴し、川原校長の指揮する北軍第四十一旅團歩兵八十二聯隊の第一大隊として九州菊地、熊本等の平野に活躍し、その昔忠臣菊地氏の一族が面陣の地に忠勤を擢んでた以上の活躍奮闘をつゝけて偉勳を奏し、同月十六日熊本市外帯山練兵場に於ける大觀兵式に參列して最も優秀なる成績を擔つて歸校したのである。

この年（昭和六年）の卒業者は、五月二十三日第三期第二次學生百八十四名、十一月二十三日第四期第一次學生三百八十四名であつた。

而して六月一日には第四期第二次學生百四十九名を、十二月一日には第五期第一次學生二百四十八名を迎へたのである。

昭和七年三月には、第四期工事として改築進行中であつた酒保も、名稱を學生集會所と改められ、判任官集會所や養正舎とともに新裝美として竣工した。殊に學生集會所前後庭の小亭は母隊の寄附により明るく朗らかに學生と相見ることとなり一層の美觀と慰安とを添へた。

これで改築工事も一先づ一段落を告げたのであるが、この機會に尙教練用として堆土の必要を感じたので、學生勞力奉仕の下に一大丘阜を機關銃隊前に築き上げた。これ今日の吹雪山であつて、名稱を行幸當時の御乘馬吹雪號に因んで斯くは命名することにしたのである。

この年四月二十四日、衛戍地に於て行つた勅諭御下賜五十周年記念奉祝式典に際しては、永くこれを記念し、更に一層忠誠を擢んするため、本館前に記念堂を建設することとなつた。

六月二十四日には、辱くなくも賀陽宮恒憲王殿下御臺臨の光榮に浴し、殿下には親しく學生の學科

を御臺覽あらせられ御歸還あらせられた。

次いで八月五日には、職員及び卒業生の臺灣霧社事件並に滿洲事變戦病死者十八名に對する慰靈祭を行ひ、將來も此等戦病死者を豊秋津神社に合祀することにした。

九月十五日、川原校長榮轉し、第三代の校長として陸軍少將林茂清氏を迎へた。

十月十日には教育總監林銑十郎大將、十月十五日には陸軍大臣荒木貞夫大將が、視察せられ、一場の訓示を與へられ一同の志氣は更に百倍し、緊張を新にして校規ますます上つた。

越えて十一月十日から、學生隊は四度特別大演習に参加の榮譽を擔ひ、奈良、大阪の山野に北軍特設歩兵第十大隊として奮戦力闘し、敵の心膽を寒からしむること一再にして止まらず、武功拔群、遂に御嘉賞の講評を賜はり歸校した。これ實に豊橋陸軍教導學校無上の名譽、光榮で、學校史上永へに傳ふべきであると同時に、今後益々奮勵努力、聖恩に報ひ奉るべきである。

この年五月、第四期第二次學生百四十六名を卒業せしめて原隊に復歸させ、六月百三十五名を迎へ

更に十一月第五期第一次學生二百四十七名を卒業せしめ、十二月第六期第一次學生三百十二名を迎へたのである。

斯くの如く毎年二回つゞ新入學生を迎へ、また同様二回つゞ卒業生を送つてゐる豊橋陸軍教導學校は今後更らに歩兵科以外、砲兵科、騎兵科の下士官養成をも施行するので、その前途はますます洋々たるばかりでなく、同時にその學生の前途にも亦輝かしい光榮が漲つてゐるのである。

第十章 豊橋陸軍教導學校内に於ける

豊秋津神社及び其他の建設物

の由來

第一節 豊秋津神社

豊秋津神社は、皇大神宮、明治神宮を主神として奉祀する校内神社であるが、昭和七年八月五日以

降、豊橋陸軍教導學校職員及び卒業學生中の戦病死者をも合祀することになった。

初め昭和二年七月一日、豊橋市町畑町に豊橋陸軍教導學校の設立せらるゝや、校長武田大佐は元歩兵第六十聯隊當時の射撃の神として祭祀せる社殿の跡を繼承し、こゝに社祠を設け、校長武田大佐は皇大神宮に、學生隊長辻中佐は明治神宮に、それ〴〵参拜して御分神を奉戴し、歸つて九月一日奉祀祭を営み、爾來校内神社として毎朝職員以下参拜し、尊崇の中心として今日に及んでゐるのである。

昭和四年九月二十三日秋季皇靈祭を卜し、開校記念祝典を行ひ、その際この校内神社を豊秋津神社と改稱した。蓋し豊秋津といふのは我國太古の美稱であるから、皇大神宮、明治神宮を奉祠せる本社としては、まことに豊秋津神社たる名稱がふさはしとの見地からであらう。

昭和七年八月五日、豊橋陸軍教導學校職員及び卒業生にして、臺灣霧社事件、並に滿洲事變等に於て戦死せるものに對し、新たにその慰靈祭を行ひ、合祀した。將來もまたこれ等戦病死者を合祀する筈である。現在合祀せられてある名譽の職員及び卒業生は左の如くである。

合祀者

陸軍歩兵軍曹勳七等	川崎幸男
同	稻留耕造
同	曹長同
同	上林榮
同	同同
同	東郷高義
同	軍曹
同	川田清
同	作本繁美
同	小松進
同	曹長
同	佐野利一
同	同
同	西岡三郎
陸軍歩兵少佐正六位	谷口小太郎

陸軍歩兵曹長	防野喜一郎
陸軍歩兵軍曹	高橋忠太郎
同	伊藤七郎
同	佐藤貞良
同	清水孝一
同	河上秀雄
同	富山圓海
同	小島萬次
同	村山正義
同	池田丹藏
同	芳賀吉次郎

同 同 菅原道德

以上の諸氏であるが、菅原軍曹の昭和七年九月十一日奉天省太平哨附近に於ける戦死が本調査に於ては最後であるから、その後の戦死者もあるにより以上の外に合祀されてゐるものは尙多數ある筈であることを承知して置いて貰ひたい。

豊秋津神社鳥居。

鳥居は昭和二年十一月十八日、職員及び學生の寄附によつて改築造営したものであるが、その後昭和五年七月一日、將校集會所の寄附によつて石の鳥居に改造奉獻したものである。

豊秋津神社社殿。

社殿は最初學校創設に當り、林吾市氏（學校工事請負者の寄附）によつて造営したものであるが、その後校長武田少將、副官萩原少佐及び豊橋市東八町豫備役陸軍歩兵大佐大森清秀氏等の斡旋により昭和五年一月二十九日豊川閣からの寄附によつて造営したものである。

豊秋津神社々標。

社標は、將校集會所の寄附により昭和五年二月十一日建設奉獻したものである。一

豊秋津神社石燈籠。

石燈籠一對は李王殿下の御下賜金で昭和四年十一月三日奉獻したものである。一

豊秋津神社玉垣。

玉垣は昭和六年七月一日、酒保の寄附によつて石垣に改造奉獻したものである。一

豊秋津神社祭典。

祭典は、毎年七月一日の開校記念式典を兼ねて神社例祭を舉行することになつてゐるのである。

第二節 大講堂祭神

大講堂は、精神教育、儀式、武道修習、等主として身心の鍛錬を行ふところであるから昭和三年二月十一日、筥崎宮（福岡縣）鹿島神宮（茨城縣）香取神宮（千葉縣）各神宮の御分神を奉戴し、大講

堂の北側に祠を建て合祀せるものである。

第三節 養正舎

目的。

養正舎は、學生の精神を修養し、快活雄渾の氣魄を養ふと共に、學生相互は勿論、上下一同の親睦を増進し、かねて學術の研究に資するを以て目的とし設立されたものである。由來、學校には精神修養や、學生相互の親睦を圖る設備は他にもあるが、それと共に將校、下士官、學生と三者が一堂に會して親しく相語る所はなかつたので、即ち養正舎を建設し如上の目的を達するに資することにしたのである。

創設。

昭和六年四側の外圍改築の際、文庫の移轉改築に伴つて創設せるもので、昭和七年三月二十八日完成し開舎したのである。

命名。

養正舎の命名は皇祖神武天皇の御神勅の

「上ハ則チ乾鑿國ヲ授クルノ徳ニ答ヘ下ハ則チ皇孫正ヲ養フノ心ヲ弘メ」

云々と宣はせられた聖訓から採つたものである。養正は換言すれば惟神の大道である。この修養道場には誠にふさはしい名と言はねばならぬ。

施設。

養正舎はこれを分けて、

總鑑の間。

集會の間。

とされてある。總鑑の間には各隊の軍旗、忠臣烈士の寫眞及びその遺物などを掲げ、學生をして親しくその遺芳に接せしめてます。軍人精神を砥礪せしむるの資に供し、集會の間には修養及び軍事に

關する圖書並びに標本類などを備へ付け、學生をして精神の修養並びに戰友相互間の砥礪、團樂とを兼ねて軍事學術の研鑽に便ならしめて居るのである。

第四節 記念塔

豊橋陸軍教導學校を訪ふたものは學校本部玄關前に高さ二十餘尺の六角塔を見るであらふ。この六角塔こそ豊橋陸軍教導學校の記念塔である。

この記念塔は軍人勅諭御下賜五十年記念事業として、學校職員及び學生全員の獻出金によつて、學校本部玄關大國旗の前に昭和七年三月十日の陸軍記念日を卜してこれが地鎮祭及び起工式を擧げ、同年四月三日竣工、翌四日除幕式を擧行し、同時に勅諭奉讀式を行はれたものである。

塔の高さは六メートル三十浬で、六角塔の周圍には勅諭の五箇條を、時の校長川原少將が謹書し、裏面に建設の趣旨を謹刻してある。尙、臺の直徑は六メートル六十浬、經費は三百七十圓を要したること。

第五節 國旗掲揚

八二

國旗は我が尊嚴極まりなき國體の標徴である。これを校庭の上空常に高く掲揚して、その翻翻たるを仰ぎ見るは、たゞに儀容形式に止まるものでなく、實に盡忠報國の信念を一層心膽に鏤刻せしめ、義勇奉公の操守を神明に誓盟せしむる所以に外ならぬものである。この故を以て、昭和聖代御大典の御盛儀を永遠に記念するため、時の學校長武田少將これを創意せられ、學校職員及び學生全員の醸出金によつて、學校本部玄關前に建設したのである。

時は昭和四年即ち神武天皇即位紀元二千五百八十九年二月十一日、紀元の佳節をトして式典を擧げ爾來毎日出（日朝點呼）と共にこれを掲揚し、毎日没（夕食時）と共にこれを撤收することにした。この旗竿の長さは約二十五メートル、旗の大きさは長さ九尺、中六尺で、建築費は四百七十六圓を要した。

第六節 吹雪山

吹雪山は學校に於て教練の教育上、堆土地の必要を認めてゐたので、昭和六年學校外圍の改造に方り、築堤の堆土を集め、主として第四期及び第五期學生の努力奉仕によつて築き上げたものである。その名稱を吹雪山としたのは、昭和二年十一月の御臨幸を永遠に記念するため、その時御召しの御愛馬吹雪號に因んだものである。

第十一章 豊橋陸軍教導學校の環境

豊橋陸軍教導學校は前にも述べた如く、豊橋市郊外高師原演習場の一角にある。高師原演習場は教導學校所在地（豊橋市町畑町）から東及び南に延びて、東西約三里、南北約二里に亘る我が國有數の大演習場であつた。將來我が陸軍の幹部たるべき教導學校學生の練武には實に理想的ともいふべき好適の地である。

この高師原演習場の南方は、殆ど太平洋に臨み、沿岸の斷崖は實に數十丈、所謂遠州灘の怒濤がこ

の斷崖を洗ひ、浪岸に玉と砕け霧と散つて、一望際涯なく、誠に教導學校學生の洋々たる將來を物語るにも似て、達大度の氣に溢れてゐる。

北には靈地本宮山あり、其の東麓と豊川の清冽、悠々と流れ、上流長篠城はその昔鳥居強右衛門勝胤の剛直を以て、芳を萬古に傳へらるゝ處である。

長篠城の南方山地の一角には、剛直を以てなる徳川家康股肱の臣大久保彦左衛門が、初陣の名を爲した高巢、文珠山がある。この邊の何處も山紫水明で心身を洗ふに適し、而も史跡に富むを以て學校の環境としては誠に理想的である。

東は三遠國境の山丘廻々として連なり、その間突兀として秀へづるは石卷山である。その秀靈は、これを眺むるものゝ氣宇をして自ら高尚ならしむるものがある。

眼を西に轉すればそこは史上に有名な桶狭間の古戰場である。桶狭間の戦史は人も知る如く、織田信長僅かに三千の手兵を掲げて、總勢四萬と號する今川義元の大軍に對して敢然として攻勢に出で、

遂にこれを攻略した所、必勝の信念は今や我が武勇なる皇軍の基礎をなすものであつて、操典を通じ將又この史蹟に照して學生の信念をますゝ鞏固ならしむるに充分である。

斯くの如く、三州の山河は採つて以て練武の資に供すべく多く、風光また自ら剛勇の氣を養ふに足る。されば古來三河武士の名、轟々として天下に鳴る所以である。今や豊橋陸軍教導學校この恵まれたる環境に嚴然として輝く、他日の成功期して疑ふべからずである。宜なる哉、同校未だ創立淺く、校史甚だ新らしきにも拘らず勇武の俊才、秀士、連年相次いで續出し、帝國の武威をいやが上に輝かしつゝあることを。

第十二章 豊橋陸軍教導學校歌

一、朝に仰ぐ富士の峰
高き正しき其の姿

あゝ嵩溪の氣は漲りて
技に我等が武寮あり

二、武寮の使命新らしき

昭和の二年秋半

御代の初の大演習

健兒六百参加して

勇戦健闘群を抜き

御沙汰拜しぬ小牧山

三、君恩厚し其年の

十一月の二十一

龍駕親しく御臨幸

玉歩の御跡鮮かに

茂る記念の松一本

仰ぐも長こ千代の色

四、あやに尊き大君の

千代田の空の御垣守

近衛の譽れ名に負ひて

軍人精神磨く吾等也

皇威を四方に赫灼と

昇る旭の旗の色

五、芙蓉千古の峰の雪

黄金の城に照り映えて

古武士の血潮其まゝに
 胸に高鳴る吾等也
 見よ必勝の信念は
 今も昔の桶狭間
 六、皇統清し五十鈴川
 國體崇し畝傍山
 三千年の世々の跡
 心に刻む吾等也
 思へば楠公父子の忠
 至誠は天に通ずるを
 七、新附の民を鎮撫して

北の警備任重く
 鴨綠豆滿の一線を
 境に立てる吾等也
 見よや不拔の眞劍味
 意氣大陸を壓するを
 八、圖南の翼極熱の

洋吹く風に振はせて
 太平洋の咽喉を
 茲に扼する吾等也
 武勇の士氣は軒昂と
 彼方の岸を揺がせり

九、赤き夕日に照されて

祖先の勳徳びつゝ

附刃の劔と實彈を

肌身離さぬ吾等也

極寒零下四五十度

笑ふて難に赴かん

一〇、五つの師團二箇の守備

所管の長を競ひつゝ

汗騰照らす協同の

誓は固し吾武寮

堅實醇乎の校風は

和氣洋々と戮鬩けり

一一、希望にもゆる大丈夫が

日々の軍務の玉の汗

缺乏困苦に堪へてこそ

理想の天は仰がるれ

あゝ勇ましや吾武寮

あゝ愉快なり吾學び

十二、吾等は武寮の健兒なり

文武の道にいそしみて

新進氣鋭技を磨き

勇猛沈着膽を鍊り

幹部の器修めつゝ

掲げん武寮の共譽

十三、吾等は母隊の選士なり

年餘の教身に入めて

熱誠懇切意氣をこめ

率先躬行範を垂れ

教導の任盡しつゝ

掲げん母隊の共譽

十四、思潮の流れ浪荒れて

大和島根に寄せ來とも

忠孝の道吾にあり

長き勅諭を體しつゝ

鞏き換守の旗幟

樹てゝ天下に魁けん

十五、東亞の天地事繁く

平和は永久のものならず

風雲一度急あらば

草生す屍何のその

鍛へし胸練りし膽

君と國とに盡すべし

第十三章

豊橋陸軍教導學校學生歌

- 一、昭和の使命新らしく
擔ひて立ちし教導校
健兒六百雄健けびて
鍊るや武の道臣の道
- 二、朝芙蓉の峰高く
輝く朝日仰ぎては
國の歴史を偲びつゝ
天地の正氣養はん
- 三、夕伊良湖の岬遠く
太平洋を望みては
世界の氣勢鑑みつ

- 新進の技を究めてん
- 四、見よや造就日に宏く
磨き修めん大丈夫が
必勝の意氣天を衝き
戰の道に魁けん
- 五、一年こゝに鍛鍊の
績を積みし大丈夫が
凝るや義勇の日本魂
普く範を垂れんとす。

第十四章

陸軍教導學校令拔萃

一、陸軍教導學校は、歩、騎、砲兵科現役下士官となすべき學生を教育するところとす。

仙臺
豊橋
熊本

二、陸軍教導學校は左の三箇所に置く。
仙臺及び熊本陸軍教導學校に於ては、歩兵科下士官となすべき學生を、豊橋陸軍教導學校に於ては歩、騎、砲兵科下士官となすべき學生を教育す。

三、陸軍教導學校學生は、下士官候補者たる現役歩、騎、砲兵科兵にして、所定の期間在營したる者を以て之に充て、其の修業期間は概ね一年とし、毎年一回（豊橋陸軍教導學校）にあつては二回入校せしむ。

【備考】

陸軍補充令第六十四條

歩、騎、砲、工、航空、輕重兵科現役下士官（砲、工諸工長を除く）は下士官候補者にして概ね二年在營し、且つ左の各號の一に該當する者を以て之を補充す。

一、歩兵（戰車兵を除く）騎兵及び砲兵（自動車編成野戰重砲兵、高射砲兵及び重砲兵を除く）に在りては、陸軍教導學校を卒業したるもの。

同第六十五條

前條の下士官候補者は、當該兵科の現役の第一次兵にして、概ね三ヶ月以上在營し、下士官を志願したるもの、中より詮衡の上之を採用す。

前項の下士官候補者（航空兵科の者を除く）は概ね一年在營の後、陸軍大臣前條の區分に從ひ、學校又は軍隊に入學せしめ又は分遣す。

前二次に規定する在營の期間は、戰時又は事變の際、其他必要なる場合に於ては陸軍大臣の定むる

ところにより之を短縮することを得。

同令附則第六條

當分の内、歩、騎、砲、工、航空、輜重兵科現役下士官（砲、工兵諸工長を除く）は左に掲ぐるものを以て、之を補充することを得。

一、下士官候補者にして概ね二年在營し、當該兵科下士官たるに必要な學術を習得し、下士官たるに適する者。

二、各兵科下士官適任證書を有する上等兵にして、歸休を命ぜられ、又は滿役期間滿つる日まで在營して豫備役に入り、退營後二年以内に現役下士官を志願するもの。

三、豫備役又は後備役の軍曹又は伍長にして現役滿期後二年以内に現役を志願するもの。（以下略）

四、學生は校内に居住せしめ、其の修業に要する兵器、圖書、器具及び消耗品等は之を貸與又は支給することを得。

學生の兵器及び被服は其の所屬隊より携行せしむ。

五、學生は情願を以て退校することを得ず。

六、學生は左の各號の一に該當する時は之を退校せしむ。

一、軍紀を紊り又は屢々法則を犯す者。

二、品行不正にして改悛の目途なき者。

三、學術の成績不良にして、卒業の目途なき者。

四、傷疾疾病に因り修業に堪へざる者。

五、前各號の外、下士官たるに適せずと認むる者。

七、學生中傷疾疾病其の他の事故に因り、修業期間内に、所定の學術を修め得ざるものにして尙望みある者は、所定の期間之を滯學せしむることを得。

八、前二條の規定に該當するものある時は、學校長はその理由を具し、教育總監の認可を受け、退校

又は滞學せしむ。

退校せしめられたる學生は之を歸隊せしむ。

九、卒業者には卒業證書を附與し、これを歸隊せしむ。(歸隊の上は所屬隊に於て伍長に任せらる)

第三編 入學資格獲得の順序

第一章 徵兵及現役兵志願

この光榮ある陸軍教導學校に入學し、將來光輝ある皇軍の下士官となり、逐次累進して將校となるには、前にも述べた如く、先づ兵となつて一年以上在營せなければ、入學資格を獲得することは出来ない。

砲、工兵科の諸工長や、航空兵下士官、電信兵下士官などになるには、陸軍工科學校、所澤陸軍飛

行學校、陸軍電信學校などがあつて、直接民間の志願者を試験の上採用するが、歩、騎、砲兵科の下士官となるには、將來どうしても此の陸軍教導學校を卒業せねばならぬのであるが、それには前述の如く、先づ徵募兵として入營するか、又は現役兵志願をした上、下士官候補者を志願して入學するか、の二途を選ぶ外に途はない。

併し諸君が壯丁として徵集されて兵となるに就いては、敢えてこれをこゝに述べる必要もないであらうから略することとし、本書には現役兵志願によつて教導學校入學資格獲得の方法を述べることにする。

第二章 現役兵志願

最初に斷つて置くが、この現役兵志願は將來、一生を通じ兵となつて終るの目的ではない。將來下士官たり、將に將校たるを目的とし、その階梯として先づ現役兵を志願するものであると諒知ありた

又は滞學せしむ。

退校せしめられたる學生は之を歸隊せしむ。

九、卒業者には卒業證書を附與し、これを歸隊せしむ。(歸隊の上は所屬隊に於て伍長に任ぜらる)

第三編 入學資格獲得の順序

第一章 徵兵及現役兵志願

この光榮ある陸軍教導學校に入學し、將來光輝ある皇軍の下士官となり、逐次果進して將校となるには、前にも述べた如く、先づ兵となつて一年以上在營せなければ、入學資格を獲得することは出来ない。

砲、工兵科の諸工長や、航空兵下士官、電信兵下士官などになるには、陸軍工科學校、所澤陸軍飛

行學校、陸軍電信學校などがあつて、直接民間の志願者を試験の上採用するが、歩、騎、砲兵科の下士官となるには、將來どうしても此の陸軍教導學校を卒業せねばならぬのであるが、それには前述の如く、先づ徵募兵として入營するか、又は現役兵志願をした上、下士官候補者を志願して入學するか、の二途を選ぶ外に途はない。

併し諸君が壯丁として徵集されて兵となるに就いては、敢えてこれをこゝに述べる必要もないであらうから略することとし、本書には現役兵志願によつて教導學校入學資格獲得の方法を述べることにする。

第二章 現役兵志願

最初に斷つて置くが、この現役兵志願は將來、一生を通じ兵となつて終るの目的ではない。將來下士官たり、將に將校たるを目的とし、その階梯として先づ現役兵を志願するものであると諒知ありた

兵役法施行令、第二款、志願ニヨル兵及其候補者。

第七條。現役兵ハ年齢十七年以上徴兵適齡未滿ノ者ニシテ現役兵トシテ陸軍ニ在リテハ二年、海軍

ニ在リテハ三年在營スルコトヲ志願スル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得。

前項ノ規定ニヨリ現役兵ニ充ツル者ノ資格ハ兵役法及ビ本令ノ定ムル所ニヨリ現役兵トシテ徴集セラレタル者ノ資格ニ同シ（以下略）

と規定されてある。即ち滿十七年以上、徴兵適齡未滿の者であれば、この條文によつて現役兵たることを志願することが出来るのである。

そこで諸君にお話して置きたいことは、前にも述べた如く、この現役兵志願は單に現役の兵となることを目的に志願するのではない、兵となるのは陸軍教導學校入學資格獲得のためで、將來の眞の目的は陸軍下士官たり、また將校たるに在るのである。年少の時、種々の事情で中學に行くことが出来

なかつたため、陸軍士官學校豫科方面から陸軍の幹部に進むことが出来ないので、現役兵志願といふ別途の方面から、目的は同じ陸軍の幹部に進まふといふのである。

而してこの現役兵志願による陸軍幹部進達法は、一見迂遠のやうに感ずる人もないではないが、實は表面迂遠の如くに見えて決して迂遠の進路ではない。中學から陸軍士官學校豫科に入學し、本科に進み陸軍の幹部となるには、その間、いろ／＼の難路もあり、峻坂もあつて、容易に進み得るものではない。それよりは少しの難路も、險阻もない現役兵志願の方面から進んだ方が容易で、時にはその方が遙かに早く目的を達することが出来ぬとも限らないのである。

例へば年齢十七歳で現役兵を志願したと假定し、

十七歳。現役兵志願入營。在營一ケ年。

十八歳。陸軍教導學校入學。在學一ケ年卒業。

十九歳。陸軍歩（騎、砲）兵伍長任官。（判任官四等）

二十歳。陸軍歩(騎、砲)兵軍曹任官(判任三等) (陸軍教導學校卒業者は概ね伍長任官後一ケ年位で軍曹に昇進する)

尙、陸軍部内からの陸軍士官學校は部分からの志願のやうに満二十歳まででなく、二十六歳まで入學を許されるから、この間勉強をすれば陸軍士官學校入學は容易であり、また曹長、特務曹長となつて少尉候補者としての入學方法もあるから、この現役兵志願は迂遠のやうだが却つて早く將校になることが出来るのである。

二十歳前後で中學を卒業して、士官學校入學試験に應じて、なか／＼入學が出来ず、その内に満二十歳になつて、年齢超過で資格を失ふものが非常に多い時、陸軍部内であれば満二十五歳までは入學出来るのだから、入學希望で勉強してゐれば大抵のものは入學が出来、安心して將校となること出来るのである。

第三章 志願手續

志願の者は、願書及び身上明細書を認めて本籍地でも寄留地でも、自分の任意の徴兵署に行つて聯隊區司令官にこれを差出すのである。(徴兵署といふのは徴兵検査場のこと)

聯隊區司令官は、この願書及び身上明細書を受理すると、志願書の名簿を作り、直ちに志願者の身體検査を行ふのであるが、この身體検査に合格すれば、司令官は志願者の希望によつて、その兵種を参酌し、本人の身體検査をした處の聯隊區に配賦されてある現役兵要員に充てるに適當なものに限りこれを許すことになつてゐるのである。

現役兵志願書様式は左の如くである。(用紙適宜)

徴兵適齡未滿現役志願

兵役法施行令第六號ニ依リ現役ニ服シ度候間御許可相成度別紙
身上明細書相添へ及願出候也

第一希望 何兵何隊

第二希望 何兵何隊

本籍地 府縣郡市町村字番地

現在地 何々

本人 氏 名 印

戸主 氏 名 印

親權者 氏 名 印

又ハ後見人

何部隊司令官

殿

身上明細書

徵兵適齡未滿現役志願者身上明細書

賞 罰	學 歴	出 生	本人氏名及ビ 戸主トノ續柄	族 稱、職 業	本 籍 地
年 月 日 何々ニヨリ表彰	高等小學校卒業(何學年修業)	年 月 日生	某「長(一)男」「兄(弟)」本人戸主ナル時ハ戸主ト記スヘシ 氏 名	華(士)族何稱 (無職)	府縣郡市區町村字番地

年 月 日 何罪ニヨリ懲役
(禁 鋼) (拘 留) 何 月

戸主(家族)ノ
資産其他生計
ノ概要

主ナル事項ニ付キ簡單ニ記入スヘシ

右ノ通り相違無之候也

年 月 日

前書ノ通り相違無キコトヲ證明ス

本人 氏 名 印
戸主 氏 名 印
親権者 氏 名 印
又ハ後見人 氏 名 印

年 月 日

何市區町村長 氏

名 職 印

これで採用され、入營したなら其の時、中隊長なり、特務曹長なりに、現役下士官志願の趣を口頭で願出て置けばよい。そうすると入營後三ヶ月を経過すれば、この下士官を志願したものの中から詮衡の上下士官候補生に採用されるのであつて、大なる過失のない限り普通であれば大抵は採用されるのであるから、熱心に軍務に服するがよい。必ずこの採用の榮冠は受けられる。

尙、この志願兵にして心得置くべき事項は大體左の如くである。

一、採用された者は、入營は勿論、入營前でも志願の取消を願出ても、正当な理由がなければ取消は許可されない。

二、左の各項の一に該当する場合には志願を免ぜられることがある。

- (イ) 志願者が入營するために、家族の生計が出来ないやうな確證のある時
 (ロ) 疾病または其の他避くることの出来ない事項の生じた場合
 (ハ) 犯罪などに依つて入營することの出来ない場合

三、志願兵も徵募兵と同様、正當の理由がなくて入營の期日に後れ十日を過ぎたものは六ヶ月以下の禁錮に處せられる。

戦時の場合は、五日を過ぎたものは一ヶ年以下の禁錮に處せられる。

四、志願兵が身體検査を受けるための旅費は支給されない。しかし入營の爲めの旅費は支給される。

五、給料は一般徵募兵と同様である。

六、服役も一般徵募兵と變りはない。志願の年の十二月一日(歩兵科第二期入營の者はその入營の日)から起算して二年、豫備役は五ヶ年四ヶ月、後備役は豫備役満了後引續き十ヶ年間で、その後は四十歳まで第一國民兵役に服するのである。

以上の如く現役兵志願を以て陸軍に身を投ずれば准士官、下士官たるは眼前のことで何人にもその目的を達せらるゝことは勿論であるが、更に百尺竿頭一步を進めて、陸軍士官學校に入學すればその前途は實に洋々たるもので、大將、元帥たることも決して夢想ではないのである。教導團時代の歴史を見るに、こうした成功者はザラにある。曾つては陸軍大臣たり、内閣總理大臣たりし故田中義一大將なども、もとは陸軍教導團出身で決して初めから陸軍士官學校目指して陸軍に入った人ではなかつたのである。こうした高位高官たりし例は餘りにも多いから略するが、今日の陸軍教導學校も將來こうした偉人を送り出すことは明瞭である。現に同校卒業生中士官學校に進み今日は立派な參謀官として滿洲事變に偉勳を奏した人などもあるのである。設立僅か數年にしてこの有様である。今後十年、二十年、乃至三十年後に於ける陸軍教導學校出身者の活躍は、必ずや目覚ましものがあるであらふことは想像に難くないところである。

第四編 下士官の待遇

一一一

「敵は本能寺にあり」 現役兵志願の目的は一生を下士官に送るのでなく、進んで將校となり、將來は大臣、大將たるに存するのであるから、下士官待遇の如きは深く意に止むる要もないのであらふが、富士山に登るにも初めから頂上に達することは出来ない、麓から一步、一步固く大地を踏みしめて上らねば頂上を極めることは出来ないと同様、軍人となつても何人も初めは兵から昇進するのであつて下士官なる階級を経ずに將校に一足飛びに飛び込むことは出来ない。

さればこゝに下士官待遇の状態を述べて置くことは決して徒爾のわざでなく、而も諸君は先づ第一階級をこの下士官に置いて、こゝからシツカと足を大地に踏み附けて將校階級に進むのであるから、これが待遇状態を知つて置くといふことは、誠に必要なことであらふ。

第一章 進級及俸給其他諸給與

陸軍教導學校を卒業した下士官候補者は、その年の十二月一日（最初入營の日から滿二年目）には伍長に任ぜられ、判任官四等の身分となるのである。

判任官四等と言へば地方では、警察署長位の官等級のもので、諸君が小學校時代、縣廳からよく小學校に學事監督に出張して來た縣視學なども、大抵三等か四等で、伍長と略々同等級である。そこで諸君靜思して見給へ、僅に十七歳の年少を以て現役兵を志願したとすれば十八歳の十二月には教導學校に入學し、十九歳の十二月一日には伍長に任ぜられるのである。若し諸君の町村に十九歳の警察署長が赴任して來たとしたら、その立身出世の早きに、諸君は驚くであらふ。その驚く諸君それ自身が十九歳の若年を以て判任官四等に任ぜられるのである。こんな早い立身出世が他にあるであらふか。

伍長任官後概ね一年にして軍曹に進級する。軍曹は判任官三等である。十七歳で現役志願をしたも

一一三

のであれば二十歳にして判任官三等となるのである。

軍曹在官四五年にして曹長に進み、更らに曹長在官概ね三年で特務曹長に進むのである。曹長は判任官二等、特務曹長は判任官一等である。

これを要するに伍長任官から僅に八九年にして特務曹長となることが出来るのである。特務曹長は准士官と稱し、將校と同様の待遇を受けて、終身その官を保有し、これに対する禮遇を受くるのである。

尙、四年以上現役に服し、功績顯著なものは現役を退く際、少尉に任ぜられることに優遇の途も開けてゐるのである。

また伍長任官から在職十四五年を経過したものは從七位に叙せられる恩典にも浴し得るのである。

以上は進級の状態であるが、この下士官は入隊後六年以上在職し、家庭を有するものは公務の餘暇外泊を許されるから、自分の都合では營内にのみ居住せすともよいのである。曹長の古參となれば營

外居住と稱して將校や准士官と同様、自宅から通勤を許されることになつてゐる。

營内居住の下士官は、食事及び被服など一切官から支給せられ、且つ毎月左の俸給を支給されるのである。

伍長

二等給

九圓

一等給

十圓五十錢

軍曹

四等給

十三圓五十錢

三等給

十五圓

二等給

十八圓

一等給

二十二圓五十錢

曹長

二等給 三十圓

二等給 三十四圓五十錢

一等給 三十九圓

以上は衣、食、住一切を官から支給される下士官の俸給であるが、營外居住を許された曹長は、以上の俸給の外に營外加俸として別に左の額を支給せられるのである。

一等給 二十八圓

二等給 二十九圓

三等給 三十圓

つまり一等給を受くる營外居住の曹長は合計六十七圓を支給せられ、二等給の曹長は六十三圓五十錢を、三等給の曹長は六十圓を支給されるのである。尙初年度被服料及び毎年度被服料として二十二

圓を支給されるのである。

また伍長任官の際は初任手當として二十圓を支給され、その他退營賜金といつて、退營又は營外居住となる際は、在營五年目から毎一年六十圓の割合を以て賜金を下賜されるのである。例へば入隊後滿九年で營外居住となるものは其の際、五年に對する賜金三百圓を下賜されるのである。この賜金は在營十二年五百圓まで賜けることになつてゐる。

特務曹長は將校と同じく總べての生活は自ら賄ふべきものであつて、任官の最初に服裝手當として三百三十圓を支給せられ、軍裝一通りの準備が出来るのである。尙中銃隊の者には別の服裝手當として年額二十七圓を支給されることになつてゐる。

それから俸給は左の額を支給せられ、尙、特務曹長任官後勤績三年を経過したのものには勤績加俸月額五圓を給せられる。

二等給 七十五圓

一等給 八十圓

下士官任官後六年を経過し、勤績精勵、品行端正で、學術優秀なものには、勤功章と稱する名譽表彰の徽章を授けられ、常に胸間に佩用するのである。この徽章を授けられたものには毎年五月十一日に褒賞金五圓づつを支給される。

在職中に於ける下士官待遇の状態は大體右の如くであるが、それから退職したなら、どうなるか、これを次節に述べることにする。

第二章 恩給

退職すれば恩給を下賜される。恩給には普通恩給、増加恩給、一時恩給などそれと優待の途が講ぜられてある。

一、普通恩給

普通恩給といふのは、滿十一年四ヶ月以上勤務した者で、退職又は現役免除となつた時に、支給されるもので毎年（終身）左の額を給せらる。

- 准士官。四〇〇圓。（最高の俸給を受けたものは四六七圓）
- 曹長。二八五圓
- 軍曹。二五五圓
- 伍長。二二五圓

二、増加恩給

増務恩給といふのは、戦闘又は公務のため傷痍を受け、若しくは疾病にかつた者に、給せらるゝもので、普通恩給を給せられる外、階級又は症狀により左の如く増加給與されるのである。

- 尉官。四〇〇圓乃至一二〇〇圓
- 准士官。三六〇圓乃至一〇八〇圓

下士官。二六四圓乃至七九二圓

(准士官一等給を受くる者は尉官の額と同じである)

三、一時恩給

一時恩給といふのは、下士官在職一年以上で、まだ普通恩給を受くる年限に至らないで退職する者に對し、給せらるゝ恩給であつて、その額は入隊當時からの在職年に依るのである。

曹長 最高 七一三圓

軍曹 同 六三八圓

伍長 同 五六三圓

以上は本人が生存中のことであるが、若し死んだらどうなるか、『天恩枯骨に及ぶ』といふべきもので、死ねば扶助料といふものがある。

四、扶助料

扶助料は恩給と同じやうに給せらるゝもので、これを受くるものは本人の妻、妻がない時又は扶助料を受くる妻が死歿、若しくは権利消滅をした時は、その子(十八歳未満)、また妻子のない時は父母又は祖父母に終身給せらるゝのである。

その額は、戦死又は戦傷による傷痍のため死亡した時は、本人恩給年額の全額を給せられ、公務のため死亡した時はその十分の八を給せられ、普通恩給を受け又はこれを受くべき権利を有して死歿した時はその半額を給せらるゝのである。

以上の如く終身優遇の途は開けてあるのであるから、腕一本、脛一本の二男、三男などは努力一番陸軍に志して立身出世の礎を築くが最もよいであらふ。

第五編 結

論

成功は努力に比例する。十の努力を致せば十の成功を遂げ、百の努力をすれば百の成果を收める。

努力のない處に成功のあらふ道理はなく、努力の後に成功の來らぬことも會つてない。

併し、商業の才に長ずるものが、農業に従事したところで、農業の才に長ずるものと競争して勝つことは困難である如く、人は適材を適所に求めないと、同じく努力をしても効果が少ない。

この意味で著者は、誰も彼もが皆軍人志願をせよとは望まない。けれども日本國民は誰でも一度は召されて徴兵となり國家を擁護せねばならぬ義務を負ふてゐるのである。だから苟も日本國民には軍人に適せぬといふ精神のものは一人も無い。

ましてや古來我が國民は武勇の國民である。忠君愛國の精神に富む國民である。この點世界廣しと雖も我が國民の右に出づるものはない。私共は斯様な國に生を享け、斯様な善美な血を祖先から享けて生れ出て來た國民である。一人として軍人精神に富まぬものはない。

加ふるに近時我が國の情勢を見ると、優秀な軍隊を、より以上に多數もたねばならぬ情勢にある。一九三五年とは正しく明年であるが、この年には國際關係が極度に險惡となり、軍縮問題ではアメリカ

と、南洋統治問題では國際聯盟と如何なる問題が起るであらふか、平穩無事に我が主張がそのまゝ無條件で貫徹するとは思はれない。一方ロシアは第二次五ヶ年計畫の完了によつて、北滿國境に大軍を整備し終るのではないか、支那の現状はどうか、遠親近攻の偏見は未だ尙醒めず、頼みなき頼みを歐米の諸國に致し、しきりにそれ等遠方の國家の歡心のみを買ひ、排日、侮日の行動多く、周圍皆我國を虎視するの現状にあるではないか。

こうした國情にある時、次代の日本を擔ふ青年は、この際身を軍國に捧げ、護國の爲めに力をいたすといふことは洵に當を得たことで同時に己れの立身榮達の最徑捷であると言はねばならない。

著者は本書の讀者から、將來元帥大將の出づることを祈願すると同時に、建國三千年最善最美の我が國が、本書の讀者によつて更らに一層の光彩を添へ、ますます國威を四海に宣揚するの盛運をなすなるさべを信じて疑はぬものである。

第六編 陸軍教導學校試験問題

陸軍教導學校の試験問題は、陸軍部外者も所詮解答し得るものではないが、併しこれ等の問題は諸君が入營後一ケ年の間に、隊にあつて毎日懇切に教へられた事項であり、また毎日の如くに練習したものであるから、試験問題としては決して難解なものではない、むしろこの解答の出来ぬのが不思議な位に日常周知のことであるといふことを豫め申述べて置きたい。

第一章 仙臺陸軍教導學校最近の

前期試験問題

服

務 (二時間三十分)

一、内務班長トシア班員ニ命令ヲ適切確實ニ傳達スル要領ヲ述ヘヨ

二、兵ニ面會人アリタル時遇番下士官ノ處置並ニ注意ヲ述ヘヨ

三、火災豫防ニ關スル一般的注意事項ヲ述ヘヨ

四、郵便物ノ受渡擔任者ハ中隊(又ハ銃隊)ニ於テハ誰ナルカ、又其受渡擔任者カ取締上必要ト認ムル郵便物ヲ發見シタル時ハ如何ニ處置スルヤ

歩 兵 操 典 ○ハ一般中隊 ◎ハ機關銃隊 (二時間三十分)

○一、左ノ問ニ答ヘヨ

イ 密集隊形ノ用途 ロ 分隊散開教練ノ主眼 ハ 戰鬪間連絡ニ關シ分隊長ノ責務

◎一、左ノ問ニ答ヘヨ

イ 重機關銃分隊教練ノ主眼及教育上ノ著意竝ニ要求如何

ロ 平射歩兵砲ノ射撃ニ於テ特ニ習熟セシムヘキ事項

○二、攻撃ニ於ケル小銃分隊長ノ射撃目標指示ニ關シ記述セヨ

◎二、重機關銃、平射歩兵砲ノ陣地進入ニ際シ銃、砲位置選定上ノ著眼ヲ問フ

◎三、輕機關銃分隊敵陣内攻撃ノ要領ヲ述フヘシ

◎三、歩兵砲ノ射撃用意ニ關シ記述スヘシ

◎四、左ノ狀況ニ於テ射撃再興迄ニ第五分隊長ノ下スヘキ號令及處置如何

狀況 遭遇戰ニ於テ要點占領中ノ小隊ハ優勢ナル敵ノ攻撃ヲ受ケツツアリ

第五分隊長ハ前面ノ敵ノ自動

- 火器ヲ射撃中ナリシカ突然不發ヲ反覆シ射撃スルヲ得ス
- ◎四、晝間防禦ニ於テ陣地設備ニ關シ機關銃分隊長ハ如何ナル準備ヲナスヘキヤ
- 陣中要務令 (二時間三十分)
- 一、左ノ問ニ答ヘヨ



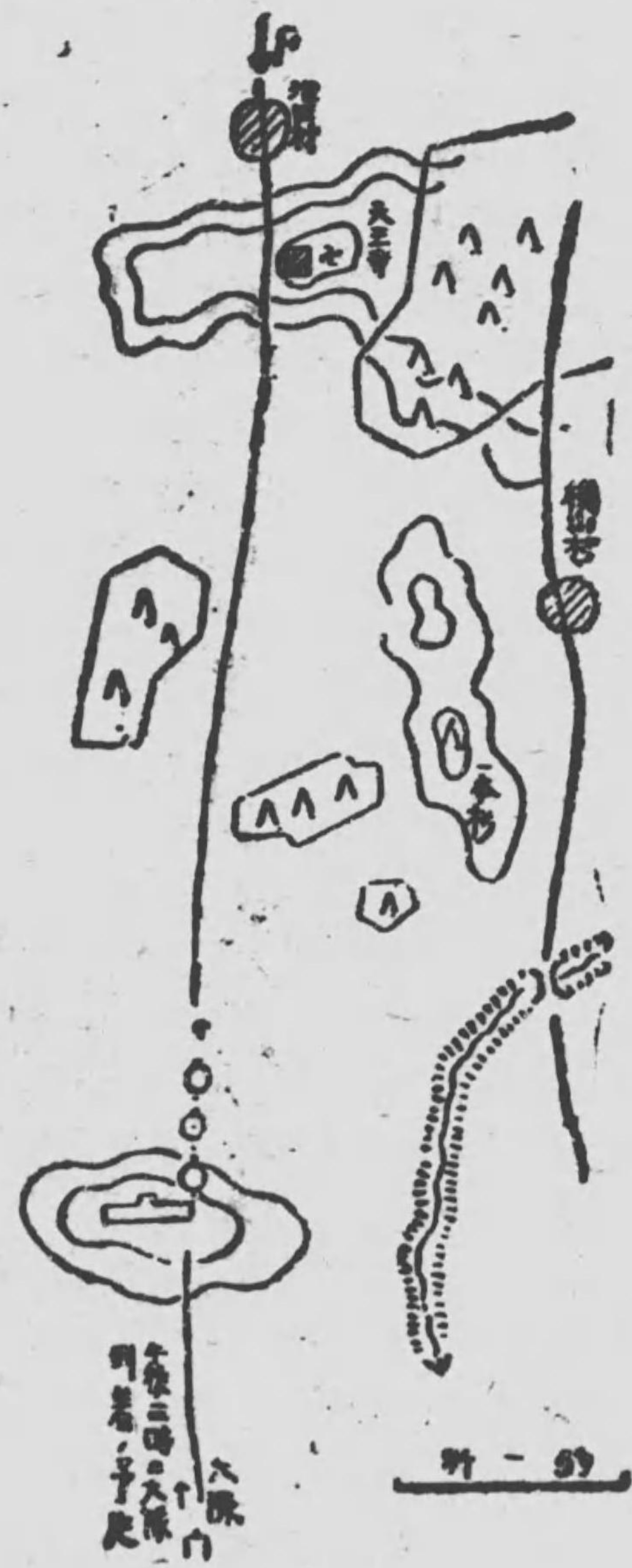
ト如何ナル差異アリヤ

(但シ歩兵聯隊ハ聯隊本部ト三大隊、歩兵砲ヨリナルモノトス)

- ロ 警戒隊ノ特ニ注意スヘキ要件
- 二、選傳哨ノ位置ノ選定法竝ニ警戒ノ要領如何
- 三、前哨配置ノ要點ヲ説明セヨ
- 四、左ノ命令ノ内適當ナラサル部位アラハ其部位ノ右側ニ線ヲ劃シ且ツ其ノ適當ナラサル理由ヲ簡單

ニ説明スヘシ

某上等兵ハ兵五名ヲ率キ一本杉高地ニ至リテ横山村方面ヲ視察シ途中若シ不意ニ敵ト衝突シタル際ハ積極的行動ニ出ツルモ其他ノ場合ハ成ルヘク遮蔽シツツ天王寺高地方面ヨリ池田村附近ノ敵情ヲ搜索シ大隊ノ來著ニ間ニ合ハスル爲メ搜索時間稍々少キモ二時間以内ニ報告セヨ



射撃教範、兵器 ○ハ一般中隊 ◎ハ機關銃隊（二時間三十分）

○一、基本射撃ニ於ケル監的長ノ勤務ヲ問フ

◎一、三年式機關銃射撃ニ於テ左ノ場合照準點ノ修正法ヲ問フ

○二、輕機關銃射撃ニ於テ分隊長カ照準點ノ修正ヲ命スル要領ヲ問フ

◎二、歩兵砲射撃ニ於ケル試射ノ目的及各種試射ヲ用フル場合ヲ問フ

○三、十一年式輕機關銃發射後火藥瓦斯藥室ヨリ後方ニ噴出セサルハ何故カ

◎三、三年式輕機關銃發射後火藥瓦斯藥室ヨリ後方ニ噴出セサルハ何故カ

○四、左ノ件ヲ問フ

(イ) 十一年式輕機關銃規整子分畫ノ種類

(ロ) 十一年式輕機關銃圓筒通路附飯ハ如何ナル用ヲ爲スヤ

(ハ) 十年式擲彈筒瓦斯窓ハ如何ナル用ヲ爲スヤ



◎四、左ノ件ヲ問フ

(イ) 三年式機關銃ノ規整子ハ如何ナル用ヲ爲スヤ

(ロ) 三年式機關銃ノ活塞駐子ハ如何ナル用ヲ爲スヤ

(ハ) 三年式機關銃ノ逆鉤駐子壓桿ハ如何ナル用ヲ爲スヤ

作

業 ○八一般中隊

◎ハ機關銃隊 (二時間)

◎一、敵前ニ於テ立射散兵壕ヲ掘擴スル作業要領ヲ圖示セヨ

◎二、交通壕ノ前方ニ設クル曲射歩兵砲掩體ノ平面圖ヲ描キ且ツ其寸度ヲ記入スヘシ

◎二、掩蔽部ノ毒瓦斯防止設備ノ概要ヲ問フ

◎二、壕内ノ排水設備ヲ問フ

◎◎三、假裝及遮蔽ニ用フル材料ノ選定要旨竝ニ主ナル材料ヲ問フ

體操、劍術、通信教範 (二時間)

一、歩兵隊初年兵第一期中頃ニ於ケル程度ノ習技者約二十名ニ對シ横木一、跳越臺一ヲ使用シ基礎體力養成ノ爲約三十分間ヲ以テ基本體操ヲ實施スルモノトシテ各種類ノ運動ニ概ネ如何ニ時間ヲ配當スルヲ可トスルヤ

二、劍術ニ就キ左ノ件ヲ問フ

(イ) 試合教習ノ目的 (ロ) 擊突奏功ノ要訣

(ハ) 基本動作ノ教官カ後退ノ時機適當ナラサル時ハ習技者ニ如何ナル害ヲ及ボスヤ

三、左ノ件ヲ問フ

(イ) 手旗現字通信ニ於テ送信者送信ノ中途ニ其ノ送信ノ全部ヲ取消サントスル時ノ處置

(ロ) 視號通信ニ於テ左ノ略號ハ何ヲ意味スルヤ

(1) フフ

(2) サラ

(3) ヘイ

國語作文 (二時間)

一(イ) 左ノ文ヲ平易ナル口語ニテ解釋セヨ

花は櫻木、人は武士といふ美しき諺は、言ふも更なり、武士は食はねど高楊枝、武士は相見互と言ふ如きは我が國の歴史に大光彩を放てる、武士といふ階級の理想を窺ふに足るべし。

(ロ) 左ノ歌ノ大意ヲ記セ

吹く風をなごその鬮とおもへども路も心に散る山ざくらかな

二、左ノ語ノ右側ニ讀ミ假名ヲ附セヨ

鈴	蘭	赤地の錦の直垂。	富士の裾野。	藤島の城。	蜜	蜂。	秋	序。
勝	閑。	鎧を削り鐔を破り。	陰	謀。	右往左往。	悲憤慷慨。	胎	當。
寂	寥。	水	練。	啤	睨。	徒然	草。	鑿
								殺。
								生
								涯。

三、左ノ語句ヲ解釋セヨ

(イ) 功名不覺

(ロ) 輿論

(ハ) 謳歌

(ニ) 經綸

(ホ) 披瀝

(ヘ) 三千の玉の緒は草葉の露と消えたり

四、左ノ文中誤アラハ正セ

(イ) 主従の儀を重んぢ、志を主家に盡すを以て、眞の武士の面目とし、殊に主家の成衰に従つて高背の體度を變づるを以て酬事としたり。

(ロ) 左ノ文中片假名ヲ漢字ニ直セ

當今我が國の青年の	(ジヨウウタイ)	を察すれば、必ずしも	(シヨウサン)	すべき事のみにあらず	(ナ)
カンヅク	(キリツ)	(クワイヒ)	(タンレン)	(ケンエン)	(ケイカウ)
ウタン)	を	し	を	するが如き	あるは最も
すべき一にあらずや。					

●

●

(二時間三十分)

1 (1) $a=3, b=2, c=1$ ナルトキ次ノ式ノ値ヲ求メヨ $a^2+b^2+c^2+2ab+2bc+2ca$

(2) $a=4, b=-3, c=-1$ ナルトキ次ノ式ノ値ヲ求メヨ $x^2+y^2+z^2-3xyz$

2 鉛筆4本トペン先12本トノ代價ハ32錢ニシテ鉛筆7本トペン先9本ノ代價ハ38錢ナリ、各1本ノ代價如何

3 次ノ式ヲ因數ニ分解セヨ $25x^2 - \frac{1}{4}$

$$\begin{cases} \frac{x}{3} - \frac{y}{4} = 4 \\ \frac{x}{5} + \frac{y}{4} = 12 \end{cases}$$

4 次ノ聯立方程式ヲ解ケ

物 理 化 學 (二時間)

1 (1) 飛行船カ洋ノ爲ニ必要快ク可カラサル物體ノ名唯一ツヲアゲヨ

(2) 活塞ヲ使用シテキル装置、器械等ノ名三ヲ記セ

(ハ) 火光ヲ見テカヲ砲撃ヲ聞クヤテニ10秒ヲ要セリ、砲ヤテノ距離如何

2 (1) 磁石ノ格納法ヲ圖示セヨ (棒及馬蹄形磁石)

(2) 電壓100ボルトヲ抵抗300オームノ導線ニ電流ヲ通ストキハ何アンペア流レルカ

3 (1) 瓦斯機關ノ四衝程ノ名ヲ記セ

(2) 機關銃ノ放熱筒ガ熱ヲ放散スル有様ヲ説明セヨ

第二章 豊橋第五期第一次學生

前期試験問題 (昭和七年四月)

服 務 (二時間)

一、左ノ諸問ニ答ヘヨ

- (イ) 中隊某工務兵(元ノ工卒ノコト)休暇ニテ歸省セル場合週番下士官ノ處置
- (ロ) 週番下士官衛兵検査ノ要領
- 二、内務班長トシテ左ノ件ヲ説明セヨ
 - (イ) 班員ニ命令ヲ確實ニ服行セシムル爲メノ指導法
 - (ロ) 初年兵入營後最初ノ内務検査ニ於テ初年兵ニ説明スヘキ検査ノ主眼及之ニ對スル心得
- 三、左ノ件ヲ説明セヨ
 - (イ) 營内居住下士官ノ外出ニ關スル規定
 - (ロ) 風紀衛兵司令服就中入倉者ニ其所屬内務班長面會ニ來リシ場合司令ノ處置
 - (ハ) 風紀衛兵司令服務中營内居住下士官ニシテ定時限外ニ入門セルモノアリ之ニ對スル處置
 - (四イ) 左記事項ヲ問フ
 - ① 軍衣及夏衣ヲ洗濯スルトキノ注意

- ② 編上靴ニ保革油ヲ過多ニ塗リタルトキノ害
- (ロ) 辱職ノ罪及違令ノ罪ニ該當スル犯行各々一ヲ舉ケヨ

步兵操典、戰闘綱要 ○ハ一般中隊 ◎ハ機關銃隊 (二時間)

- 一、地形地物ヲ利用スル膝肘ノ應用姿勢ノ種類ヲ述ヘ且之ヲ應用スヘキ場合ノ各一例ヲ附記セヨ
- ◎一、機關銃陣地選定ノ要旨及銃位置選定上ノ著眼ヲ述ヘヨ
- 二、戰闘間輕機關銃分隊カ小銃ヲ使用スル場合ヲ列舉セヨ
- ◎二、機關銃射撃ニ於テ目標指示ヲ的確簡明ニシテ且速ニ之ヲ了解セシムヘキ方法ヲ列舉セヨ
- 三、左記事項ヲ問フ
 - (イ) 攻撃ニ於テ火戰ニアル分隊ノ射撃開始時機
 - (ロ) 敵火ノ下ニアル火戰分隊ノ前進時機
- ◎三、平射步兵砲分隊長トシテ戰闘加入ニ方リ豫メ進出スヘキ地域ニ在ル關係部隊トノ連絡協定スヘキ

キ事項ヲ述ヘヨ

一三八

- 四、防禦ノ際小隊長カ各分隊ニ射撃區域ヲ指示スルニ方リ注意スヘキ事項ヲ述ヘヨ
- ◎四、戦闘間ニ於ケル曲射歩兵砲分隊長ノ責務ヲ述ヘヨ

陣 中 要 務 令 ○八一一般中隊 ◎ハ機關銃隊 (二時間)

- ◎一、報告文ヲ記スルニ方リ左ノ記述法ヲ述ヘヨ

(イ) 著名ナラサル地名 (ロ) 漢字ヲ用フル外國ノ地名 (ハ) 道路

(ニ) 地區 (ホ) 標高點

- ◎二、歩兵對空射撃部隊ノ兵力動作並注意ヲ述ヘヨ
- 三、徒歩斥候及歩兵ノ小部隊ヲ以テスル搜索ノ價值ヲ述ヘ且斥候ノ搜索手段ヲ説明セヨ
- ◎三、五寒時ノ行軍ニ於ケル凍傷ノ豫防法ヲ述ヘヨ
- 四、下士官及復哨ヲ配置スヘキ位置並其設備ニ就キ説明セヨ

- ◎四、舍營地ノ警備ニ關シ左ノ件ヲ述ヘヨ

(イ) 銃(砲)廠ノ監視法

(ロ) 非常警報ノ際ニ於ケル機關銃中隊及歩兵砲隊下士官及兵ノ動作

射 撃 教 範 兵 器 ○八一一般中隊 ◎ハ機關銃隊 (二時間)

- 一(イ) 輕機關銃射撃ニ於ケル分隊長ノ射手ニ照準點ノ修正ノ命シ方ヲ述ヘヨ

(ロ) 小銃及輕機關銃射撃ニ於テ彈著ノ景況ハ如何ナル場合ニ於テ良好ナリトイフヤ

- ◎一、機關銃射撃ニ於テ彈著ノ遠近修正ノ要領ヲ説明セヨ

- 二(イ)射撃豫行演習ニ於テ「豫言」ハ何故必要ナルヤ

(ロ) 射撃教育上狹窄射撃ノ有利ナル理由ヲ説明セヨ

(ハ) 輕機關銃射撃ニ於ケル故障「突込」ノ主ナル原因ヲ列舉セヨ

- ◎二、平射及曲射歩兵砲ノ基本教育ニ於テ射撃技能練磨上特ニ意ヲ用ヒ教育スヘキ事項ヲ問フ

一三九

〇三、左記狀況ニ於テ敵陣地ノ幅ハ何米ナルヤ

狀況

某伍長ハ斥候長トナリ敵陣地偵察ノ爲派遣セラレ薄暮敵陣地ノ中央前に達シ左ノ件ヲ知ル

(イ) 敵陣地中央ヨリ射撃セル火光ヲ見テ一秒半後ニ音響ヲ聞ケリ

(ロ) 敵陣地ノ幅ハ百八十密アリ

〇三、左記事項ヲ問フ

(イ) 機關銃射撃ニ於ケル雜射ノ角度、及雜射速度

(ロ) 機關銃及平射歩兵砲ノ彈著ヲ觀測シ得ル距離

〇四(イ) 小銃ニテ射撃シ引鐵ヲ引キアル場合積桿ノ起キサルハ何故ナリヤ

(ロ) 輕機關銃射撃ノ撃發直後活塞ト遊底トカ同時ニ後退セサルハ如何ナル機能ニヨルヤ

〇四、左記事項ヲ問フ

(イ) 三年式機關銃ニ於テ碍子ハ如何ナル作用ヲナスカ

(ロ) 十一年式平射歩兵砲閉鎖機ノ自動開栓作用

作

業 〇ハ一般中隊

〇ハ機關銃隊 (二時間)

〇一、散兵壕ヲ構築スル場合ニ於ケル一齊作業法ヲ述ヘヨ

〇一、機關銃膝射用掩體ノ斷面圖(平面圖不要)ヲ描キ之レニ主要部ノ寸度ヲ記入シ且前脚部ノ位置設

備ニ就キ注意スヘキ件ヲ附記セヨ

〇〇二、左記事項ヲ説明セヨ

(イ) 偽工事ノ目的及構設ニ當リ注意スヘキ事項

(ロ) 鐵條網ノ偽裝要領

其

他 (一時間三十分)

一(イ) 水平曲線ノ種類ヲ圖示セヨ

- (カ) 寫景圖描畫ニ方リ測手ノ位置選定上ノ注意ヲ述ヘヨ
- (キ) 體操實施ニ方リ外傷豫防上ノ注意スヘキ諸件ヲ述ヘヨ
- (ク) 劍術ノ目的及其効果ヲ述ヘヨ
- (ケ) 皮膚ノ作用ニ就テ述ヘヨ
- (コ) 左ノ事項ヲ述ヘヨ
 - ① 歩兵一人ノ必要温量
 - ② 歩兵一人一日ノ必要水量

國語作文 (一時間三十分)

- 一、左ノ片假名ノ部分ヲ漢字ニ改メヨ
 - (イ) 敵軍キヨウク ラウパイして逃ぐ
 - (ロ) 自己の誠實をヒレキス
 - (ハ) 作戰キカン無くシンチヨクす
- 二、左ノ語句ヲ解釋セヨ

- (カ) 事類に關る
 - (キ) 物のあはれを知る
 - (ク) 上の好む所下これが風をなす
 - (ケ) 戦況伏奏の體道を荷ふ
 - (コ) 大森の下に凱旋す
- 三、左ノ文章ヲ簡單ニ説明セヨ
- 一生の經營事業永く後世を徳し其の流風遺韻遠く子孫を動かす

算數 (一時間三十分)

- ① 彈丸若干發ヲ甲、乙、丙ノ三組ニ分ツニ甲組ニハ全體ノ $\frac{2}{5}$ ヲ與ヘ乙組ニハ其殘リノ $\frac{3}{5}$ ヲ與ヘタルニ丙組ノ取前ハ600發ナリト云フ全體ノ彈丸數ヲ求メヨ
- ② 兵士24人カ15日間ニ或作業ノ $\frac{3}{7}$ を仕上ケタリ今此ノ剩ニテ殘業ヲ前ト同シ日數ニテ仕上ケンニハ兵士幾人ヲ增加スヘキカ
- ③ 直角三角形ノ斜邊カ29繩、他ノ一邊カ21繩ナルトキ其面積ハ何程ナルカ (算術、代數何レニヨルモ可ナリ)

- ① 乘馬ニテ疾走中急ニ停止スルハ前方ニ落馬セントスル理由如何
- ② 橋上ヨリ石ヲ落セシニ三秒ニシテ水面ニ達スルヲ見タリ橋ヨリ水面マテノ距離概略何程ナルカ
- ③ 極寒ノ地ニ於テナルヘク水筒ノ水ヲ凍ラサル様ニスルニハ如何ニスルハ可ナルカ、併セテ其理由ヲ説明セヨ

第三章 熊本教導學校第五期學生

前期試験問題 昭和七年六月

服 務 ○ハ一般中隊 ◎ハ機關銃隊 (二時間)

◎◎一、左記事項ニ就テ答ヘ
内務班長トシテ班員ノ行狀ヲ識別知悉スル爲注意スヘキ件ヲ左記區分ニ依リ述ヘヨ 但シ入隊前ノ

行狀及入隊後ノ身上調査事項ハ顧慮スルニ及ハス

(イ) 營内(教練ヲ除ク)起居ノ間ニ於テ注意スヘキ重要事項十種ヲ列記セヨ

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.
- 8.
- 9.
- 10.

(ロ) 眞ニ兵ノ行狀ヲ知悉スル爲最大要訣ハ何カ

◎◎二、左記各項ニ就テ述ヘヨ 但シ聯隊及學校内務規定ハ顧慮スルニ及ハス

(イ) 内務班長トシテ班内初年兵中、母病氣ノ爲郷里ニ歸ラントスルモノ有リ左記情況ニ於テ如何ナル外出ヲ中隊長ニ願出シメントスルヤ

① 四十八時間以内ニ於テ事足ルモノ

② 日曜祭日二日連續スル時ニ遭遇セルモノ

③ 又右兩場合ノ外出ニ於テ兵ハ如何ナル證ヲ營門通過ノ際歩哨ニ示スヘキヤ

(ロ) 中隊週番下士トシ、風紀衛兵ヨリ兵ニ面會人アルコトノ通報ヲ受ケタル場合ノ處置ヲ述ヘヨ

◎◎三、第九中隊所屬内務班長トシ左記命令ヲ班員ニ傳達スル目的ヲ以テ下欄ニ所要ノ事項ヲ拔萃シ且ツ所要ノ注意ヲ附記スヘシ

五月九日 命令

一、 第二大隊長陸軍歩兵少佐 高 島 進

右ハ中少尉現地戰術地理實査ノ爲五月十二日ヨリ一泊二日ノ豫定ヲ以テ久留米附近ニ出張ヲ命ス
二、昭和七年三月十日陸建第五一七號ヲ以テ陸軍服制中戰車隊ノ裝具制式ニ關シ一部改正即日ヨリ施行ヲ命セラル

三、

陸軍歩兵中尉 東 光

免第一中隊附命第五中隊附

陸軍歩兵大尉 南 滿 吉

免聯隊附命第九中隊長

陸軍一等計手 石 野 計 次

給一等給

四、來ル十二日午前九時ヨリ第九中隊長南滿吉ニ對スル命課布達式ヲ施行ス依テ左ノ通り心得ヘシ

① 聯隊ハ同日午前八時五十分迄ニ營庭恒例ノ位置ニ南面縱隊橫隊ノ一線ニ整列スヘシ
聯隊指揮官ハ歩兵中佐北川武トス

② 一般ニ乘馬者ハ下馬トシMG隊ハ小銃編成ニテ第三大隊ノ左翼ニ整列スヘシ
第一中隊ヨリ喇叭手一ヲ整列時迄ニ聯隊副官ノ許ニ出スヘシ

③ 服裝ハ一般ニ略裝トス但シ第九中隊ノ者ハ儀式ノ場合ノ軍裝トシ下士官以下第二裝用被服ヲ
著用スヘシ

五、前項命課布達式ノ爲中隊ハ同日午前八時四十分迄ニ中隊兵舎前ニ整列スヘシ
(下欄ノ餘白ハ省略)

○ 四、風紀衛兵司令トシ日夕點呼ヨリ日朝點呼時限直前迄ニ於テ業務實施ノ要項ヲ列記セヨ
但シ聯隊及學校內務規定ハ顧慮スルニ及ハス

◎ 五、左記事項ヲ問フ

(イ) 健康馬平靜時ニ於ケル脉搏數、呼吸數及體溫

(ロ) 切藁ノ寸度

(ハ) 切藁ノ良否判別要領

歩 兵 操 典 ○八一 一般中隊 ◎ハ 機關銃隊 (二時間三十分)

○ 一、散開セル小銃分隊ヲ區分シテ前進セシムル場合分隊長ノ處置如何

◎ 一、左記事項ニ就テ答ヘヨ

(イ) 馬匹ニ關スル機關銃隊幹部以下ノ心得

(ロ) 防禦ニ於ケル機關銃分隊長以下ノ覺悟

○ 二、散兵ノ步度ノ選擇及一躍前進スヘキ距離ハ如何ナル著意ヲ以テ決定スヘキヤ

◎ 二、(イ) 目標指示ノ基點ハ如何ニ選定スルヲ可トスルヤ

(ロ) 中距離以上ノ射撃ヲ行フ場合如何

(ハ) 攻撃ニ於ケル機關銃ノ目標選擇要領ヲ述ヘヨ

○ 三、輕機關銃分隊ノ攻撃及防禦ニ於テ敵ノ集中火ヲ避ケ損害ヲ減少スル爲ニハ如何ナル著意ヲ必要トスルヤ

◎ 三、(イ) 防禦ニ於ケル機關銃ノ陣地選定中敵ノ集中火ヲ避ケル爲ノ處置

(ロ) 機關銃、防禦ニ於テ射撃圖ヲ調製スル目的及記載スヘキ要件ヲ問フ

○ 四、各個教練ノ教育ニ於テ左記事項ヲ問フ

(イ) 教練ヲシテ形式ニ陥ラス眞ニ戰闘ニ適スル如クスル爲緊要ナル事項

(ロ) 熟練ヲ得シムルニハ如何ニスヘキヤ

◎ 四、A高地ニ在ル機關銃分隊ハ要圖ノ

如ク射撃セントス

各目標ニ對スル射撃號令ヲ記スヘシ

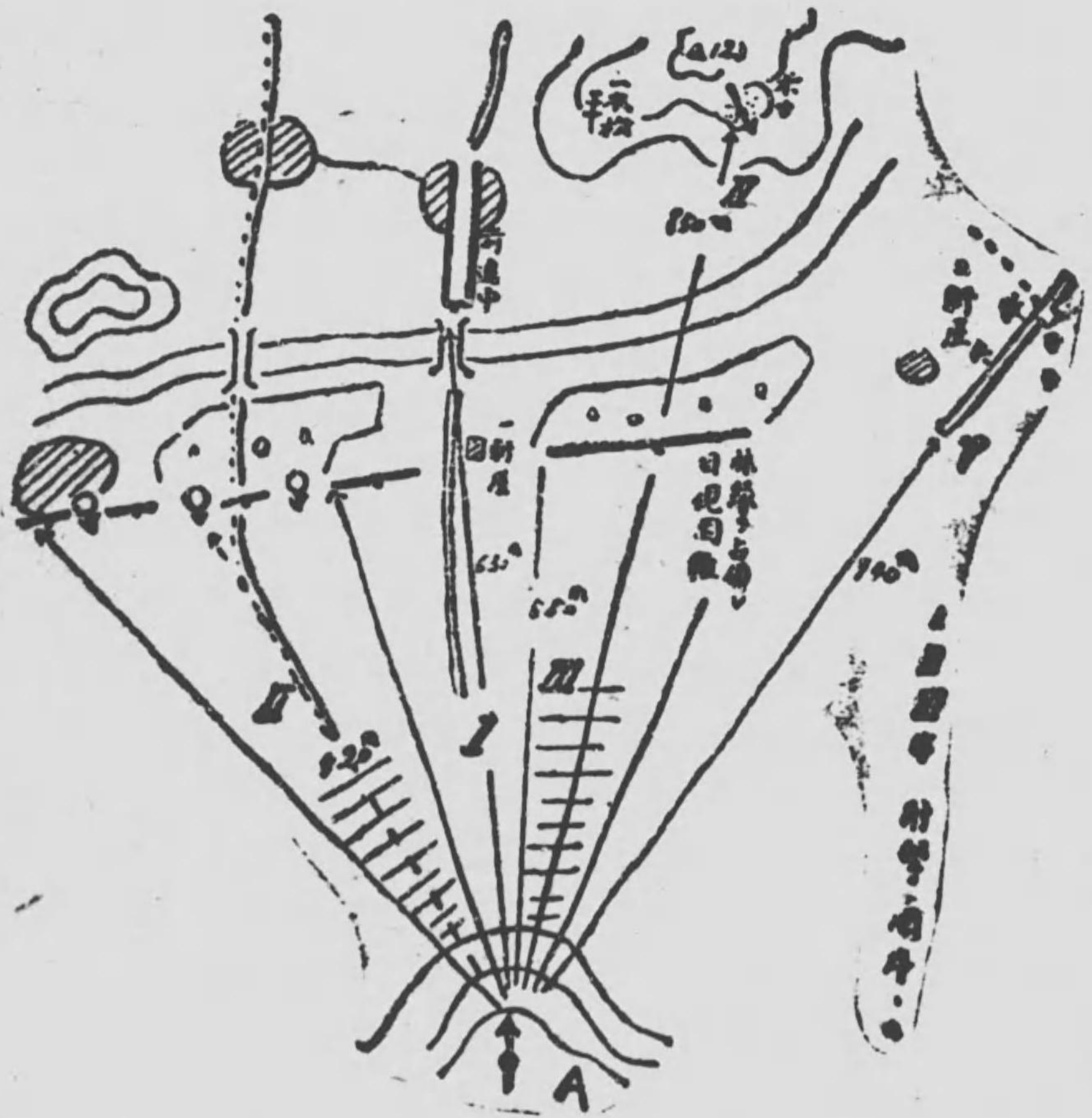
I II III IV V

陣中要務令

○ハ一般中隊 ◎ハ機關銃隊

(二時間三十分)

◎ 一、旅次行軍中ノ機關銃隊、歩兵
砲隊ノ將校以下ノ各幹部及銃(砲)手、
彈藥小(分)隊ノ兵ハ行軍部隊ノ何レ



一五〇

ニ位置シテ行進スルヤ

○ 一、新田附近第二小哨警戒配備要圖(五月九日午後四時ニ於ケル)

第二小哨長ハ五月九日午

後四時新田北端ニ於テ下

要圖ノ如ク警戒配備ヲ爲

セリ

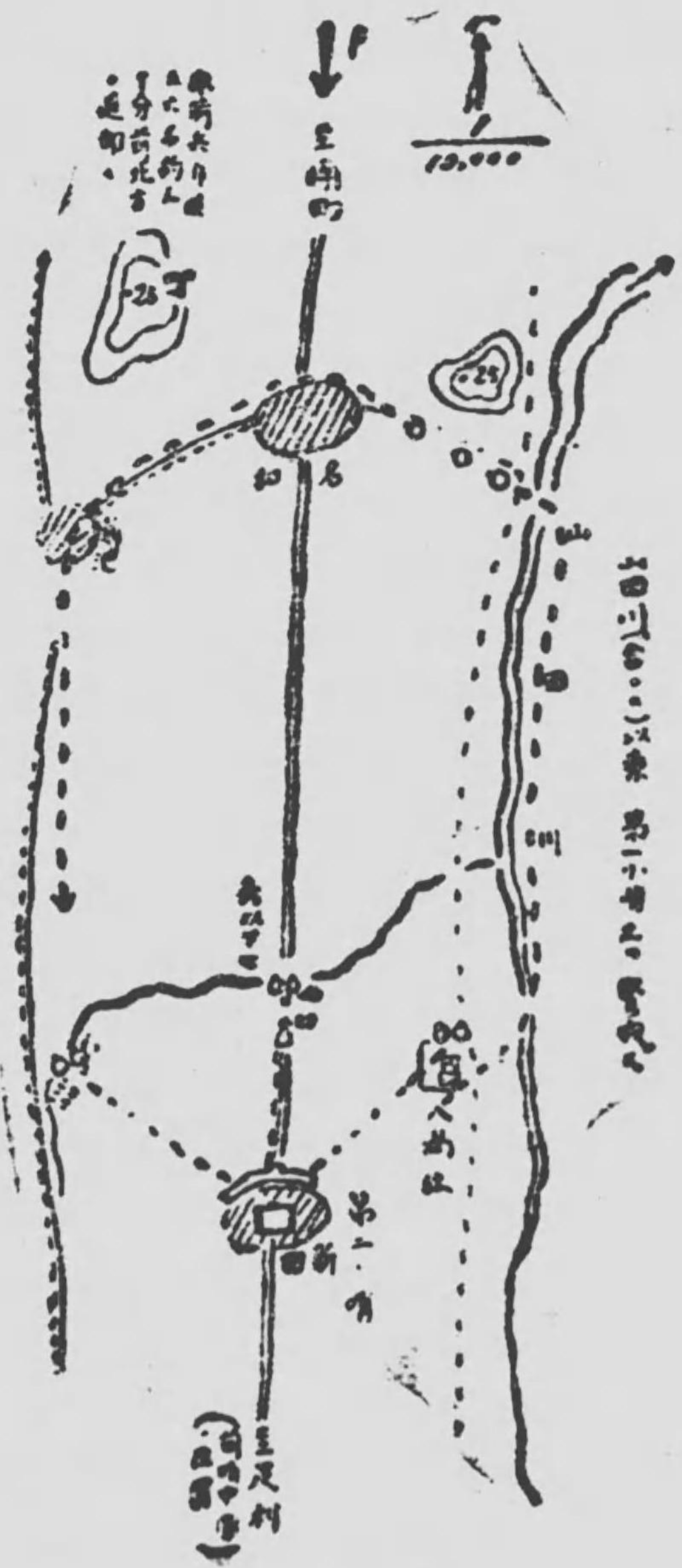
之ヲ左ノ如ク命令文ニ記

述シタリトセハ如何ニ訂

正スルヤ

()内ニ記述ノ順序ヲ示

ス數字ヲ、()内ニ必要ナル字句ヲ記入シ又ハ訂正ヲ爲スヘシ

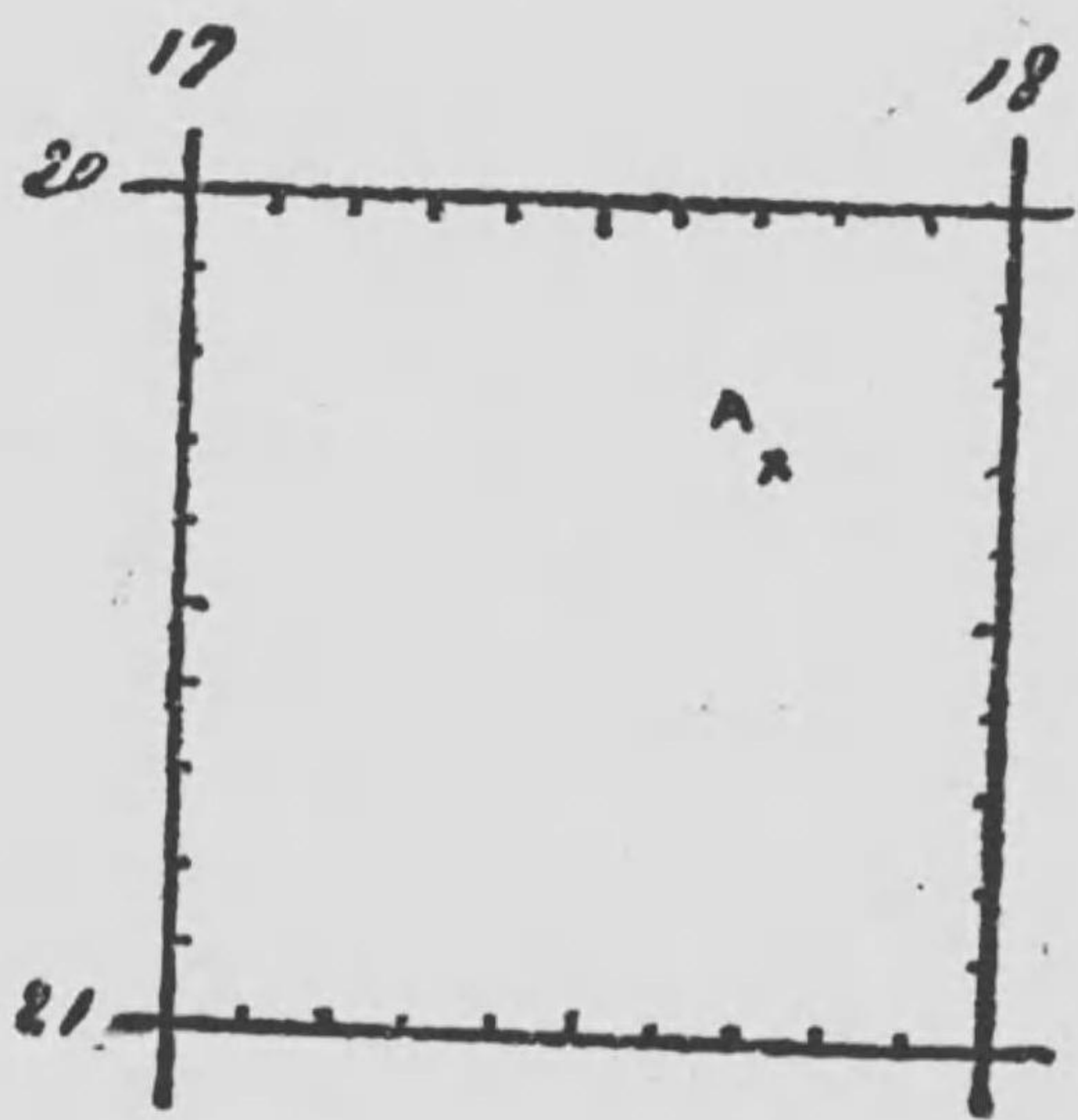


一五一

第二小哨命令 ()

- () 某上等兵ハ兵六名ヲ以テ八満社ニ位置シ第一複哨トナレ
 - () 某伍長ハ兵六名ヲ以テ新田北方約二百米ノ水車小屋ニ位置シ(第一下士哨)トナレ
 - () 某上等兵ハ兵六名ヲ以テ新田西北方約二百五十米ノ小流堤防ニ位置シ(第二複哨)トナレ
 - () 敵ノ主力ハ楠町ニ停止シアリ(敵五、六名)ハ約三十分前(獨立標高25ノ高地)ヨリ北方ニ退却セリ
 - () 當小隊ハ第二小哨トナリ現在地ニ位置シ(山田川)以西ヲ警戒セントス
 - () 某上等兵ハ兵三名ヲ率ヒ斥候トナリ(山田川左岸)ニ添ヒ前進シ名和、菊池附近ノ敵情ヲ搜索シ約一時間ノ後小哨ニ歸還スヘシ
 - () 小哨長ハ特別守則ヲ付與ノ爲第一複哨ヨリ巡視ス
- 二、(イ) 歩哨ノ位置ニ關シ次ノ事項ニツキ述ヘヨ

- ① 位置ノ高低ニ依ル利害
 - ② 晝夜位置ヲ變更スルコトハ往々必要ナリ其理由如何又如何ナル利益アリヤ
- (ロ) 次ノ事項ハ誰カ之ヲ命スルヤ
- ① 歩哨ノ位置ニ工事ヲ施スヲ要スル時之ヲ施スコト
 - ② 歩哨ノ交代法
 - ③ 小哨ヲ掩蔽下ニ入ルルヤ否ヤニ關スルコト
- ◎ 二、(イ) 文章記述ニ方リ受信者ノ誤解ヲ減少スル爲ニハ記述後如何ナル注意ヲ要スルヤ
- (ロ) 次ノ座標ニ依リA地點(X印)ノ位置ヲ日本數字及算用數字ニテ示セ



- 三、旅次行軍中ノ歩兵大隊ニ於テ歩兵中隊ニ屬スル將校以下ノ各幹部、看護兵及喇叭手ハ中隊ノ

何レニ位置シテ行進スルヤ

◎ 四、(イ) 電話ヲ以テ通報ヲ受クル際受話者ハ如何ニ動作スルヲ要スルヤ

(ロ) 歩兵第一聯隊第一大隊ハ要圖ノ如ク陣地ヲ占領シアリシカ機關銃隊長ハ八滿岡上ニ於テ白川谷方向ヨリ敵歩兵ノ急襲シ來ルヲ發見シ他

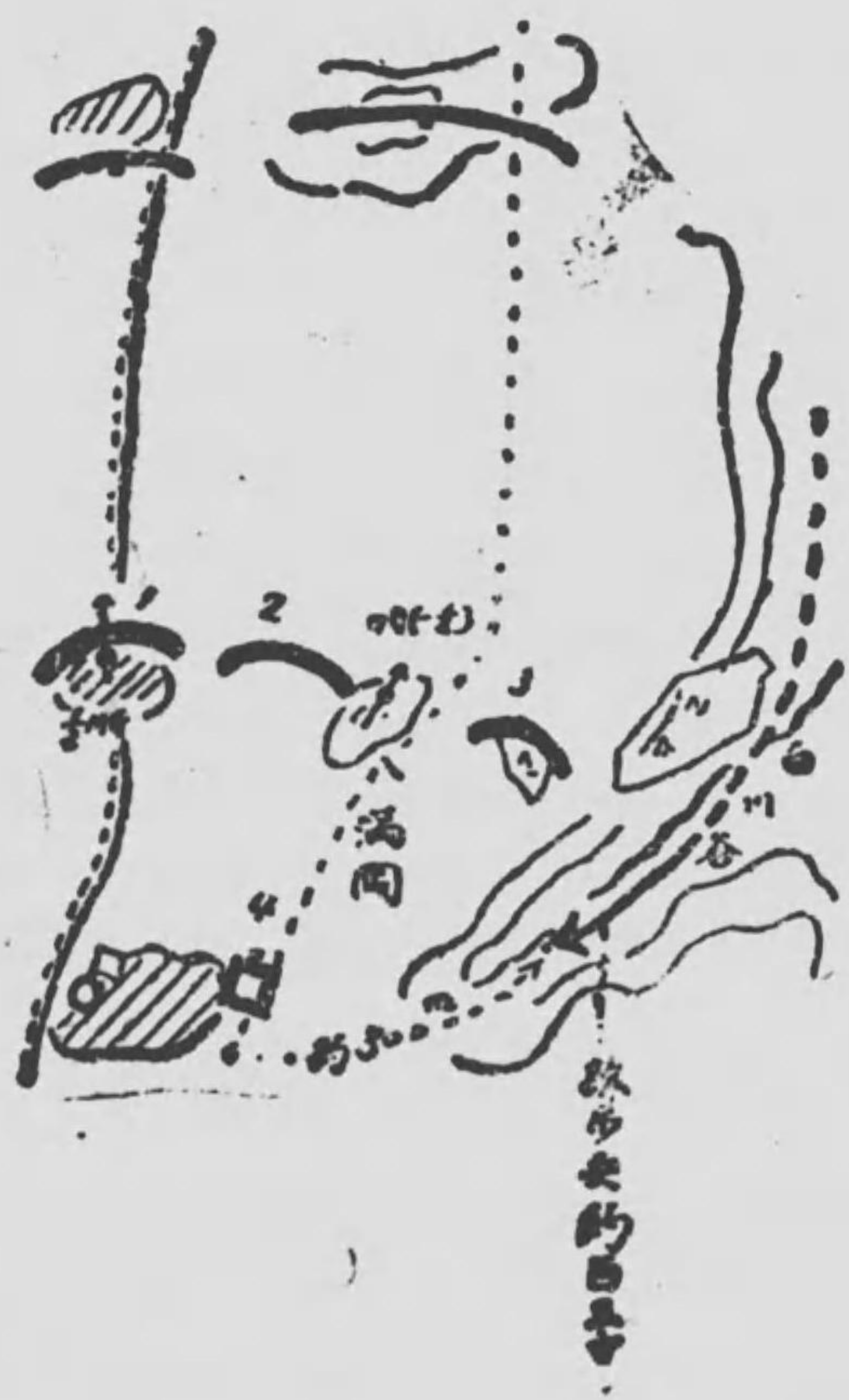
ノ指揮官ニ連絡セントス

次ノ事項ニツキ解答スヘシ

一、機關銃隊長ヨリ通報(又ハ報告)セントスル指揮官ノ順序

二、右通報(又ハ報告)ニ敵情以外ニ附記シ置クヘキ事項

◎ 五、(イ) 隊號布板、標示幕ノ用途ヲ述ヘ



(ロ) 隊號布板ヲ有セサル時飛行機ヨリ通信筒ヲ投下スルノ形勢ヲ示シタル場合地上部隊ハ如何ニ

スルヤ

◎ 三、對空監視哨ニ於テ次ノ事項ニツキ述ヘヨ

(イ) 人員

(ロ) 右人員ノ區署

(ハ) 特別守則トシテ與ヘラルル事項及順序

射撃教範兵器 ○ハ一般中隊 ◎ハ機關銃隊(二時間三十分)

○ 一、輕機關銃射撃ニ於ケル活塞後退ノ不足ノ原因並活塞後退不足ニ起因スル主ナル故障ヲ問フ

◎ 一、機關銃觀測教育ニ就テ左記事項ヲ問フ

(イ) 觀測教育ノ目的

(ロ) 初年兵ニ對スル觀測教育ノ要領

○二、左記事項ヲ問フ

(イ) 一密位トハ如何

(ロ) 据銃ノ場合ノ遊標幅ハ幾密位ニ相當スルカ

(ハ) 小銃射撃ノ射彈觀測ニ於テ如何ニ觀測シ得タル場合ニ其射撃ノ狀態良好ナリヤ竝其理由ヲ記

述セヨ

○二、機關銃射撃ニ於ケル故障發生ノ主ナル原因竝之カ對策ニ就テ記述セヨ

○三、擲彈筒ニ就テ次ノ件ヲ問フ

(イ) 回轉筒ノ任務

(ロ) 下方分畫ノ用途竝分畫數

(ハ) 上方分畫ノ用途竝分畫數

○三、左ノ狀況ノ下ニ垂球規尺ニ依リ射撃ヲ實施シ敵ヲ急襲セントス

分隊長竝三番ノ動作ヲ問フ

射距離 八百米

目標 輕機關銃

地形 適當ナル遮蔽物ヲ有シ垂球規尺ノ使用ニ便ナリ

○四、十一年式輕機關銃ヲ以テ彈丸ヲ發射セル場合遊底ハ常ニ彈丸銃口ヲ離レタル後始メテ開カレ
火藥瓦斯ヲシテ藥室ヨリ後方ニ噴出セシメサル理由ヲ問フ

○四、三年式機輕關銃ノ左記各部ノ用途ニ就テ知ル所ヲ記セ

(イ) 活塞駐子 (ロ) 規整子

○五、三年式機關銃ヲ以テ彈丸ヲ發射セル場合遊底ハ常ニ彈丸銃口ヲ離レタル後始メテ開カレ火藥
瓦斯ヲシテ藥室ヨリ後方ニ噴出セシメサル理由ヲ問フ

作

業 ○八一 般中隊

◎ハ 機關銃隊 (二時間)

○一、(イ) 作業ヲ迅速ニ竣工スヘキ要訣ヲ述ヘヨ

(ロ) 急速ニ既設ノ散兵壕ヲ利用シテ輕機關銃ノ射撃ヲ行フ爲ニハ如何ニ設備スルヤ

◎一、(イ) 機關銃ノ廣キ射界ヲ要セサル場合ニ設クル立射用掩體ニ於テ左ノコトヲ答ヘヨ

① 銃座ノ兩側ニ底幅四〇糎ノ壕ヲ掘開スル理由

② 銃座ノ前方ニ幅三〇糎ノ自然地ヲ存置スル理由

(ロ) 乾燥セル細砂ノ土地ニ構築セル機關銃掩體ノ爲其銃口部ニハ如何ナル設備ヲ行フヤ其方法及理由如何

(ハ) 既設ノ壕ヲ利用シ平射歩兵砲ノ掩體ヲ設備スルニ方リ前、後脚ノ位置ハ如何ニ設備スルヲ要スルヤ

○二、鐵條網ニ就テ左ノコトヲ答ヘヨ

(イ) 鐵條網ヲ構築スルニハ通常如何ナル作業班ヲ設ケ又前後縁ノ何レノ部分ヨリ逐次ニ作業スルヤ

(ロ) 土地凍結シ植杭困難ナルカ或ハ敵前ニ於テ隱密ニ植杭ヲ要スルトキノ植杭方法如何

(ハ) 杭ノ配置及杭ノ高サニ就テ注意スヘキ事項如何

◎二、(イ) 監視所及觀測所ハ何ノ爲ニ設クルヤ

(ロ) 左ノ事項ニ就キ答ヘヨ

① 障物ノ目的

② 鐵條網ハ何故ニ多ク使用セララルヤ

(ハ) 陣地内ニ設クル彈藥置場ハ如何ナル位置ニ設備スルヤ

其他ニ關スル事項 (三時間)

一、體操教範

基本體操ニ於ケル運動ノ速度ハ如何ナルコトヲ顧慮シ如何ナル要領ニ依リ定ムヘキヤ

二、劍術教範

(イ) 擊突奏功ノ要訣ヲ述ヘヨ

(ロ) 習技者擊突ヲ行フニ方リ教官トノ距離小ナルトキ又ハ距離大ナルトキハ如何ナル害アリヤ

三、測圖學

(イ) 百米ニ於テ七〇複歩ナル場合一萬分一ノ梯尺ヲ圖示セヨ

(ロ) 眞等距離竝圖上等距離ヲ説明セヨ

四、通信教範

手旗通信及單旗通信ニ於ケル通信距離ノ標準ヲ記セ

五、衛生學

左記事項ヲ問フ

(イ) 繙帶包ノ内容品ヲ列記セヨ

(ロ) 平時ニ於ケル歩兵一人ノ一日平均必要温量(カロリー)ヲ問フ

六、戰闘用毒瓦斯患者ノ救急處置ヲ問フ

國語作文 (二時間三十分)

一、左ノ文ヲニツツ組ミ合セテ意味ノワカル如キ短文トナセ

(イ) 我が國民は善を好む (ロ) 我が國民は正に就く

(ハ) 我が國民は強を挫く (ニ) 我が國民は曲を嫌ふ

(ホ) 我が國民は邪を排す (ヘ) 我が國民は弱を扶く

(ト) 我が國民は惡を憎む (チ) 我が國民は直を愛す

① ② ③ ④

二、「明治神宮」ノ文章ノ作者カ參拜シタル季節ハイツカ且ツ其ノ季節ヲ證スルニ足ルヘキ同文章中ノ

材料ヲ列舉スヘシ

三、次ノ御製ヲ謹解セヨ

國といふ國の鑑となるはかりみかけますらを大和魂

四、左ノ熟語ニ讀ミ假名ヲ施セ

黑白 塗炭 蠹賊 綽々

五、次ノ語ヲソレソレ漢字ニテ括弧内ニ書ケ

ギテツ() ノトン() コウウ() シメ()

數 學 (二時間三十分)

① $(7\frac{4}{11} + 2\frac{1}{4} - 8\frac{7}{22}) \div (1\frac{1}{4} - \frac{10}{11})$ ヲ計算セヨ

② $\left. \begin{matrix} 15:16 \\ 24:x \end{matrix} \right\} \Rightarrow 105:84 \Rightarrow x$ ノ値ヲ求メヨ

③ 音楽會ニ於テ入場券1圓50錢ノモノヲ1割引ニテ賣リ、賣上高1620圓アリタリト云フ、入場券ノ枚

數ヲ問フ

④ $(-12) \div (+4) + (-2) \times (-3) - (+5)$ ヲ計算セヨ

⑤ $4x^2 - 3x + 1 + (x^2 - 4x - 3) - (2x^2 - 5x - 2)$ ヲ計算セヨ

⑥ 355216 ノ平方根ヲ求ム

⑦ 或人甲地ヨリ乙地ニ定時刻ヲテニ行カントスルニ毎時4軒ノ速サナレハ乙地ヨリ2軒手前ニテ定時刻トナリ、又毎時4, 8軒ノ速サナレハ定時刻ヨリ30分早ク乙地ニ到着スト云フ、甲乙兩地間ノ距離ハ何程ナルカ。

物 理 化 學 (二時間)

① 水壓機ノ原理、構造ト作用、用途ニ就キテ略述セヨ

② 氣壓トハ毎平方寸ニ何瓦ツツノ重サナルカ

- ③ プリズム入りノ望遠鏡ノ作用ト特長トヲ記セ
- ④ 光波ト電波ト音波トノ差異ニ就キ簡單ニ述フヘシ
- ⑤ 次ノ器具ニ就キ知レルトコロヲ説明セヨ
 - (イ) 電燈
 - (ロ) 乾電池
 - (ハ) ゼンマイ秤
 - (ニ) 虫目鏡(凸レンズ)
 - (ホ) 受話機(レシーバー)

豊徳仙
橋本臺

陸軍教導學校入學案内(終)

昭和十一年六月二十日印刷納本
昭和十一年六月二十五日發行

〔定價六拾錢〕

(送費實費増)

編輯人 森 本 富 藏
東京市芝區君塚町十八番地

發行兼印刷人 森 本 一 シ
東京市芝區君塚町十八番地

印刷所 陸軍壯丁教育會印刷所
東京市芝區西久保廣町卅六番地

發行所 陸軍壯丁教育會
東京市芝區君塚町十八番地

電話 高輪 五八三番
板橋 東京 三七九九番

不 許
複 製

全國各師團管下各隊より問題御下附

陸軍大佐 佐々木玻行著

青年學校軍隊檢定試験問題集

受驗要領と模範答解附

四六版三百數十頁
大衆向廉價版
特價八十錢也

(前送料六錢也
代引には官費増)

○從來青年學校出身入營者の一番難關とせられた檢定試験は、本書の出現によりてその不安は一掃され、何人も入隊直後(隊によりて多少異なるも凡、隊の二日目が三日目)實施の檢定試験に、合格したものが在營一年となり、不合格者は短縮されない。青年學校出身者は誰れでも在營一年短縮される等がある。上等兵に選級するのにも、諸君は先づ何を置いてこの試験には合格せればならぬ重大試験である。大影響を來すことには申すまでもない。○本書は全師團管下各隊より特に昨年度入隊者に施行された試験問題の御下附を受け、本書の佐々木陸軍大佐が全精神を込めて詳述され模範答解を附し、何處の問題に、特に注意を要するか受驗の要領まで懇に振かたつきで書いて下されしものなれば、本書を一讀せば忽ち自己の屬する師團の合格の問題がわかり受驗合格必勝の虎の巻である。乞ふ一冊を備へて來るべき入隊に際しては満點

東京市芝区塚八十番地
陸軍壯丁教育會出版部
東京東參九七九番・電話高輪五八三番

新刊 入營式辭挨拶集

ポケット小型新装
定價拾四錢
(送料共)

○男子一世一代晴の入隊に際しては、各見送者へ一場の挨拶をしなければなりません。又入營日までは各送別會、歡迎會、御禮廻り、先輩への挨拶等、殆んど寧日なき程各集會場にて、挨拶をする機会が多いものです。その時に述べる挨拶の模範例集を澤山集めたのが本書です。これは、入營者に限りません他の方も友人を送迎する席上に必要な事ですから、何人にも安い書籍ですスグ御申込み下さい。

ペン習字兼用

最新刊 模範軍人手紙文集

四六版中型美装二百頁
定價六拾六錢(送料共)

○平素は家業に親しみて、殆どハガキや手紙の用はなかつたが、イザ入營して手紙を書かうと思ふとなかくよい文句が考へ出せず、困る事がある。○そこで入營軍人諸君に最適の各文例等、種々の文章類句を集めたのが本書である。これさへあれば思ふ手紙がスラ／＼と書ける。

東京市芝区塚八十番地(高輪御所前)
陸軍壯丁教育會出版部
編輯用 電話芝二七八番 電話高輪三八三番

◇納金制度は廢され、誰でも志願が出来る!!

陸軍少將 宇山熊太郎閣下序文

最新刊

志願より 幹部候補生案内

四六版 新裝中型 定價六十六錢

代金引換注文は十五銭増

◇是まで二百圓乃至二百四圓を政府に納金を要した幹部候補生志願は、全然納金制度は廢せられ、有資格者は、何人でも志願出来るやうになつた。

◇男子召されて、皇軍に入り、長くも大元帥陛下の股肱として忠節を盡すは、國民として至上の光榮である。同じ入隊するならば、國軍の幹部として、御奉公さるゝやう、幹部候補生志願をお奨めする次第である。

◇本書は、右の新制幹部候補生志願手續より、入隊中の勤務情態合格不合格甲種乙種の区分、採用後の階級、及び終末試験等につき、志願より除隊までの事柄一切を詳述せしものであるから、幹部候補生を志願せし人、これから志願する人には必携の良書であるから今直に下記御申込の上用意をなし萬遺漏なきを期せられよ。

東京市芝区君塚八十番地

陸軍壯丁教育會出版部

振替東京三九九番・電話高輪五八三番

新刊

陸軍現役下士官志願案内

附、上等兵に早くなるには

四六版 中形美裝 定價六十六錢 前金注文は十五銭増

小學卒業者の將校になる唯一の近道!!

◇小學、中學、專門學校、大學と、恵まれた家庭に育ち新時代の教育を受けた人は別として、小學卒業と同時に家事に親しみ、満十七歳となりて令第七條によ、現役志願をする人、或は適齡検査で合格入營する人が榮ある陸軍將校に昇進するには、先づ現役志願をなし、下士官となり順次昇進するが唯一の方法である。勿論入營後陸軍の各種學校へ入學も出来るし、本人の精勵次第で將來陸軍々人として、立身榮達も必らず出来るのである。

◇本書は志願手續はどうしたらよいか、學歷、資格、採用、給料、何年で何々に進級するか、昇後の榮冠たる將校になるにはどんな方法で進むか、何年を要するか等を詳しくわかり易く説明せしものである。又普通に除隊する人にも早く上等兵になる要項を示しあれば入營者には無二の良師友である。

東京市芝区君塚八十番地

陸軍壯丁教育會出版部

振替東京三九九番・電話高輪五八三番

御執事御校閱
の各將軍芳名
成田中將閣下
中山少將閣下
中村少將閣下
中野少將閣下
土屋少將閣下
中島少將閣下
佐藤少將閣下
山田少將閣下

青少年あこがれの「陸軍將校」になる途は開かれたり

一日早く本會に入會せば
一日早く將校に進む日近づくべし

愛國
青年
必讀

陸軍 入營準備講義錄

會費一ヶ月七十五錢
四月全期分二圓九十錢
入會希望者は振替に
て會費拂込を乞ふに
十大特典あり詳細は
第一號に發表

☆今や大滿洲建設なり國運隆昌、皇威は世界に冠たるのとき、帝國陸軍の責務
愈々加重、前年度よりは空前の大豫算を以て、非常陸軍の大擴充を發表さる
☆一般徵募兵も平年より大増徴し、萬遺漏なきを期し、皇國百年の大計を樹立さ
る。兵の増員と共に、これを指揮する陸軍下士官、將校の増員も又必然にして
陸軍志願者には絶好の機會也。進んで陸軍に入り、將校の増員も又必然にして
光輝ある立身を望まると有爲の青年は先づ本講義によりて、その進路を定めら
るべし。
☆昭和二年勅令の改正によりて一兵卒よりとし、將校に昇進出来る。
☆本講義は右の如く陸軍で立身せんと望む方には他に類例なき本邦唯一の最良講
義錄である。

東京市芝區君塚八十番地
陸軍壯丁教育會出版部
東京芝區君塚八十番地
電話高輪三八三番

